

厚岸町議会 平成24年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成24年3月13日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成24年度各会計予算審査特別委員会を開催いたします。

昨日に引き続き、議案第6号 平成23年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

207ページ。5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費から進めてまいります。ございませんか。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 厚岸地域マリンビジョン協議会30万円についてお尋ねをさせていただきます。

確か、これは門静漁港の関係だと思えるんですけども、第3種厚岸漁港門静漁港の完成間近でございます。その関係での30万円だと思えるんですけども、門静漁港、苫多、門静の皆さんが長年の悲願でございました。当初は門静に、その案が沖万別に、さらにはあの地区に3港湾、そして現在の門静の1港湾ということで、札幌の本局の課長が変わるたびに、ころころとその計画案も頓挫してきたわけでございますが、若狭町政になりましてこの10年、しっかりと完成を見ることができました。本当に苫多、門静の皆さんはもちろんでございますが、厚岸漁業協同組合にとりましても大変な喜びと私も感慨無量のものでございます。国、道、厚岸町の拠出地のない中でこの事業が進めてこられたわけでございます。何とか完成をされるということで、この間、ご努力をさせていただきました町長を初めスタッフの皆さんに、心から敬意を表させていただきます。

そこで、お尋ねをさせていただきます。この30万円の事業の内容についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン協議会に対して30万円の補助金をしたいということで、予算計上をさせていただいております。これにつきましては、今委員おっしゃられたように、門静漁港が今年の3月に完成を予定しておりますが、もう少しで完成ということでございますけれども、その完成式をやりたいということでございまして、その完成式につきましては、釧路開発建設部が実施主体で工事をやってきていただいておりますので、釧路開建とそれから厚岸地域マリンビジョン協議会、町長が会長になってございますけれども、その漁港の整備を推進するということで、その協議会をつくってございますけれども、その協議会に30万円の補助金を出しまして、それから、そのマリンビジョン協議会で漁協さんのほうからも補助金をいただいて、そのマリンビジョン協議会が主体になって、その完成式をやりたいということでございます。それにかかる

経費につきましては、漁港でやるということになりますので、何もないところにそういう形をつくらなくてははいけませんので、枠組を組んで、そこに看板を立てて、そして教壇のようなものでステージをつくって、そこでいろいろなご挨拶などをいただきまして、テープカットをするというようなこと。それから、地元の人、それから協議会の議員にもご案内を差し上げたいと思っておりますけれども、そういった方々に広くご案内をいたしまして、出席をいただくということで。テントですとか、そういったものは自前で集めて、会場をつくってやりたいということで考えてございます。この経費につきましては、そういったテントですとかは自前で用意したいと思っておりますけれども、どうしても何もないところにそのステージ的なものを配置をしないといけないということなものですから、それらにかかる経費に充てるということで考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。
5番、中川委員。

●中川委員 今、南谷委員が質問した件なんですけれども、待望の苦多・門静漁港が完成されるんですけれども、今、厚岸は日本一ぐらいの船外機が何かあるんだそうですけれども、せっかくその、今、堀委員とも話しているんですけれども、これ組合とタイアップしまして初の港ですから、大漁旗を立てながら、どのぐらいの船が参加するかわかりませんが、そのテープカットをする前かなんかに、船が港に入ってくるというか、そういうのもやられたらどうかなと思ひまして、これ私も組合の役員会のほうに提案してみますけれども、そういうのもいかがですか。課長の考え方、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今の話は初めてお聞きしまして、とてもいいなというふうに思いました。私ども今考えてございますのは、この完成式はこの釧路開建さんとマリビジョン協議会が主体となってやります。その後、地元の皆さん、地元の期成会ございますけれども、その期成会もやっと思願の漁港が完成するということで、その奥さんたちも含めてみんなで祝いたいということがございまして、その完成式が終わった後に、その完成祝賀会をやりたいというようなことも企画をしております。そういった話もお聞きしております。そういったこともありまして、いろいろなことを皆さんで協議してやっていけたらいいなというふうに思いますので、今のご意見もよく組合のほうとも相談しながら、地元のほうとも相談しながら検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 それで、ぜひ計画させてください。我々も地元の船も結構、苫多門静も昆布や何かで、その船外機持ってますので、もし足りなければ我々の船も参加したいと思います。これは昔、大橋が架かったときの完成祝賀会に、我々当時組合の青年部長してまして、NHKからその大橋の下を船で通って祝おうということで、我々数回会議開きましてNHKさんと、計画持ったんですけれども、当時の古い人はおわかりかもしれませんが、もう大雨に遭いまして、それで何か子供たち、小学校の何年生もパレードもやったんですけれども、かなり新聞やなんかでたたかれた記憶もあったんですけれども、それで、もうやむなく中止になりましたけれども、もし、苫多・門静漁港のときが天気によければ、そんなに金もかからないし、油代ぐらいですから、これ皆さん大変喜んでい施設ですし、やってもらえると思うんですよ。ぜひ私の立場でも協力しますので、ひとつそれも計画に入れて、テープカットやる時間帯にめがけて来たら、格好もいいかなと思うんですけれどもいかがですかね。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） そのご意見、よく相談させていただいて、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。
12番、室崎委員。

●室崎委員 208ページに、漁船海難防止水難救済センターというものがございますが、簡単でいいですから、どういうものなのかまず教えてください。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁船海難防止水難救済センターでございますけれども、これは正式には、社団法人北海道漁船海難防止水難救済センターという名称でございます。これは北海道にありまして、厚岸町にも厚岸救難所なんかがございますけれども、そういった救難所の上部組織というような位置づけになってございます。ここでは漁船海難の未然防止、漁業、そういった防止活動ですとか、それから実際海難が起きたときに、そののちから出動した所員に対しての一部費用なんかもそこから出てくるというような形の組織でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それで、昨年の当初予算を見ると27万円になっているんですが、今年は10万円低い17万円というふうにぐんと減っているんですが、これは何か特別なことがあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 実は、昨年、その全道大会を厚岸町でやるというふうに予定しておりました。それで、その全道大会にかかる経費として10万円を、例年17万円ということなんですけれども、10万円をプラスして去年計上させていただいていたんですが、実は残念ながら去年の震災影響で、各地域の救難所なんかも被災を受けたところなんかもございまして、それらから、去年は中止になっております。ですので、ちょっと今年にそのまま移すというような形になっておりませんので、また何年後かに厚岸町でやるというような形で計画されるようになってございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。去年は100年たっても言われる年ですからね、特別の年ですから、わかりました。

それで、今のその水難救済センターというのが上部団体で、そうすると厚岸にも水難救済会と言いましたか、あるし、それから水難救済会の厚岸救難所というのがありますよね。これが地元の例えば、不幸にして船がひっくり返ったとか何とかいうふうなときに、一斉に漁業関係者の人たちが救難に向かうという地元の組織というふうに考えればいいんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 次ページ、210ページにございます補助金の欄に、日本水難救済会厚岸救難所というのがございます。これが厚岸町の漁組のほうにあるその救難所の組織でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、何年か前ですが、スノーモービルでいわば遊びにきて、それで地元の漁業者の人たちは、あんなところを走っているやついるけど大丈夫かって、言っているうちに、見えなくなっちゃったという事故がありました。これから厚岸湾、厚岸湖では、こういうレジャーに利用する人が増えても減らないだろうと思うんです。今そういういろんな楽しみを持っている人が多くなっている時代ですからね。お聞きするところ、この厚岸水難救済会の厚岸の仕事をなさっている方は、お仕事で漁業者の船が、あるい

は海中転落したとか、そういう事故のために出ていくときも、それからこういう、いわばレジャーというか遊びというか、それで事故が起こったときも全く同じに、直ちに駆けつけて何とか救ってあげようとするというお話を聞いていて、それはもう非常に尊い考えだろうと思うんです。ただ、日本アルプスを抱えている長野県とか、山梨県とか、ああいうほうでの話を聞きますと、レジャーで山岳遭難をしたときにヘリコプターも出すし、命がけで救難に当たりますけれども、ただし経費については、そういう事故を起こした人に払っていただくという決まりができています。

厚岸の場合も仕事で起きた事故と、それから遊びで起こした事故は、これ明確に分けた、その遊びのときは助けに行かないという意味じゃないですよ。費用に関しては、やはり明確に分けていく必要があるんじゃないかというふうに、私自身は考えますし、それから漁業者の方、何人かにもそういう話をしていると、いやいや、そんな必要はないという人はいないんですよ。みんな自分の仕事を休んで人命救助のために走るわけです。それはもうやりかけの仕事があろうがなかろうが、一気に走るということについては、これお互いさまなんだと言って皆さんおっしゃいます。ですから、それは大変大事なことだと思います。と同時に、それがレジャーの事故のために常に手を取られて、しかもそれが仕事で起きた事故と同じ扱いになるということになってくると、やっぱりうまくないんじゃないかという気がしまして、そのあたり何かお考えございますか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 海難事故、それからレジャーの事故ございます。その海難事故に関して、この救難所の活動自体は基本的にはボランティアの精神に基づいて、そういった活動をするということが原則的な活動の根拠になってございます。そういった中で活動しているわけですが、実は実際にその海難の事故があった場合でも、その救難所の皆さんに経費が出てくるという場合は、海上保安部のほうからその要請を受けて出動した場合に対しては、そういったその経費も一部出てくるような状況になっております。

ただ、そういう要請がない中で出動をした場合、そういう場合もございますので、そういう場合はそういった経費の出でこないという状況でございます。ですので、自賄いで町の補助金、漁協の補助金、そういった経費の中からそういったものの対応をしているというようなことになっております。当然そこに問題があるのは、責任の問題というのがあります。海上保安部からの要請ということであれば、そういった要請に基づいてということになりますので、いいんですが、それがいい中で出動するといったときに、それが今度救難所なり漁組としての責任の問題、それからその海難に遭われた方の責任、どこが要請をするのかというようなことの問題もございまして、その出動をした後に非常に救難所の方々が活動する上で苦慮するような部分があります。

そういうことがいろいろ問題としてはあるものですから、組合というか救難所のほうでも、非常にそういったことに対しては苦慮してございまして、いろいろその検討はしております。私たちもそういった話というのは聞いているんですが、ボランティアの精神でやっているというところと、実際にそのいろいろ経費がかかる負担がかかるという部

分のところが、なかなか兼ね合いが難しいという状況でございまして、今後もそういったことについては、いろいろ相談はしていくということではございますけれども、確かに委員おっしゃられる方向性というのは必要だというふうには考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、ボランティアという言葉。大変日常会話の中で使われてます。それで、ボランティアというものの英語の本来の意味ですね、あれは志願兵という意味なんですよ。いわゆる召集令状が来て行く兵隊さん以外に、自ら手を挙げていく兵隊さんいますね。これをボランティアと言うんですよ。ですから、義務じゃなくて、自分の意志で何らかの仕事にかかわる作業をする、そういうふうにして入ってきた人のことをボランティアと言うわけですよ。だからボランティアが費用を、ないしは幾らかの経費をいただいているといけないということはないんですよ。有償ボランティアという言葉もありますしね。ただ、日本で使われるボランティアというのは、いわばご奉仕をするというふうな意味が非常に色彩が入ってますので、報酬ということになると対価関係に立つからちょっとまかないかもしれない。でも、実費経費そういうもの、あんたボランティアだから払わないよというふうになんかよく非常に直裁に結びつけて話をする人がいるんですが、ボランティア本来の意味からいって、そんなことはないんですよ。

それで、そういうことを含めて、やはりまだ厚岸に来てそういうふう遊ぶ人は、そんなにたくさんはいないけれども、やはりいろいろな意味でこれから増えてくると思いますので、そういうことを含めて、やはりこの任に当たって命がけで人の命を救おうという人たちに、どうやったら厚くできるかということは考えていただきたいと、そのように思うわけですが。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 救難所のほう、漁協さんのほうもいろいろ一生懸命考えてはおります。ただ、なかなかいろいろな難しい問題があって、進まないというような状況にはございますけれども、そういう課題があって、それはどうかしなくちゃいけないという認識はもちろん持っておりますので、引き続き協議をしていきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目水産振興費。213ページまでございます。

12番、室崎委員。

●室崎委員 アザラシのことでお聞きいたします。

まず、ここの費目の一番最後、214ページに、環境・生態系保全活動支援事業という事業名がありますが、これはあれですか、アザラシと関係しているんですか。その点、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） この、環境・生態系の事業は昆布の岩盤清掃というか、要は雑草駆除です。その雑草駆除の事業とそれから三角つぶを除去するための事業ということで、実はアザラシに関するその費用というのは、このやつにはのってないということです。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 その他というところで、これも含まれているのかなと思ったんで、ちょっと確認しました。

それで、アザラシに関しては網を破って、その網の中に入っている魚をごちそうとして食べてしまうという形で、魚が捕られるだけじゃなくて漁具が壊されるという意味で、非常に大変だということは聞いております。

去年はできなかったんだけど、今までずっとやってきているわけですね。そこでわかってきたことで、まずアザラシ被害のある沿岸というのは厚岸町の沿岸全般にあるわけでしょうか、それともある一部の地域に、時に固まって被害が出るんでしょうか、そのあたりから。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その被害でございますけれども、今、漁業者さんから聞き取り等で、いろいろどういった被害がある等の聞き取りをしていっている中では、春の小定置でのその被害、それから秋のほうの刺し網ですとか、それからシシャモなんかの被害もあります。そういうふうに考えますと、どこというふうに限らないで、その時々でそういった漁業活動いろいろやりますので、そこでその食べやすい状況になったものを食べられちゃうというか、そういうような状況にあるというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると時期によっては違うけれども、その漁期に入ると厚岸町の沿岸全部に何らかの形で影響が出ているということなんですか。それとも春の小定置、秋の刺し網、シシャモというので非常に強く被害が出るんだけど、この地区でそれをやると出るというような特色というのはいないんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 被害の、実は金額でございませけれども、大体この近年は700万円前後くらいの金額が報告をされております。ただ、これは非常に少なく、私どもはもっと多い金額だというふうに思っておりますけれども、なかなかそのいろいろな対策が進まないというようなこともございまして、漁業者さん自体報告しても、余りなかなか進まないというふうなふうに考えるような状況もあるんだと思うんですけれども、金額的にそういった金額でございませ。えりものほうなんかは、3,000万円とかというふうな金額も出てきますので、そういうような状況です。

そういう中で、聞き取っている話なものですから、実際にそのどこでというか限定されているのかというふうに言われると、そういった被害、これの漁業での被害ありました、こちらでも被害ありましたというふうなふうに聞くものですから、そういうふうに聞いていた中では、場所が特定されているということではないというふうに考えております。ただ、その調査をしている中で、環境省の事業でもってその調査をした中では、実は平成21年に3頭のアザラシを捕らえまして、それに発信器をつけて放したという中では、定期的に小定置の網のほうにその通ってきたというふうな、そういう報告はされております。

それから、シラウオをびっくりしたときに戻すんですね。その戻したものを確認したら、小定置の中でのそのシラウオも食べてたというふうなこともあります。ただ、まだ本当に3頭ですとか、そういった部分のものなものですから、どこというふうに言われると、ちょっと全体的にあるのかなというふうには考えているところでございませ。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 アザラシによる被害を受けてる漁業者の人たちは大変切ないと思うんです。農家のほうはシカの被害が多いです。ただ、シカに関しては多少なりとも鉄砲を使ったりして駆除というものをやっているわけですよ。ところが、アザラシはそれできないわけですよ。自分の友達で鉄砲の上手い人がいるから、ちょっと一緒に船に乗ってきて、うちの定置のところに入ってきそうなそれを、ぱんぱん撃ってくれよってやったら大変なことになりますよね。

それから、もう一つあるんですよ。それはホエールウォッチングとか、アザラシウォッチングとか言って、観光対象にしていくわけですね、これ厚岸町だけじゃないですよ、いろんな業者を含めて。そうすると、自分たちは被害を受ける一方、片一方ではそれを見せる商売にして儲けている人がいる、楽しんでいる人がいる。これは被害を受けている人たちにすれば大変辛いと思うんです。そのあたりの気持ちを察した行政というか、何かができないかということもご検討いただきたい。

例えば、厚岸でアザラシウォッチングの船が出て、そこでもって幾ばくかの利益が出たとすれば、せめてその漁業被害に遭った人たちの寄り合いのときの懇親会のお酒1杯分ぐらいは、その中から出しましょうと。要するに、アザラシで被害を受けるわけじゃなくて、ほんのわずかでも御蔭もあるんだというふうな制度を何か考えていくことで、

幾らか気持ちは和らぐのではないかというふうに思うんですが、そのあたり何かお考えがありましたら、お願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

これはもう漁業者にとっても大きな、被害額含めて、我々のところにも強く要請が来ております。何とかしなければならぬと、その現状にございます。実は、ご承知のことと思いますが、アザラシには2種類あるんです。ゼニガタとゴマフアザラシというのが。その厚岸に生息しているのがゼニガタアザラシなんです、大黒島を中心にして。これは絶滅危惧種として捕獲できないことになっているんです。一方のゴマフは知事許可によって捕獲できるんです。そういう中で、大変厚岸町は難しいアザラシが生息しているという状況でございまして、しかしながら、今、北海道も何とか今日の漁業被害や、2010年では北海道全般で約3億円ぐらいの漁業被害があっただろうと。これは予測です。そういうこともあるものですから、間引きをしなければならない、シカのようにですね、というような対策等もいろいろ考えているようでありますので、このことについては厚岸の実態、絶滅危惧種のアザラシであります。これは今ご指摘でありましたとおり何とかしていかなければならないというふうに考えます。

また、観光的な目的でアザラシウォッチング等を厚岸町も行っておるわけでございます。このことについても実は、観光客としては珍しく評判がいいんですね。ですから、そういう共生といいましょうか、そういう面もいろいろと考えながら、これからの間引きをどうしていくのか、北海道とも連携をとりながら、厚岸の、端的にいうとシカと同じように駆除という方法も何とか認められる方法でお願いできればということで、同時多面に真剣に取り組んでおりますので、なお一層強力に厚岸町からも要請をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、2目ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 210ページに1万円の予算ですけれども、昆布輸入割当制度堅持北海道自治体協議会というのがあります。これは何をやっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昆布輸入割当制度堅持北海道自治体協議会でございますけれども、これは北海道沿岸の昆布漁業に関係する自治体をもって組織をしているということでございまして、水産物輸入自由化等の問題に対して、北海道昆布漁業が直面する諸問題に対していろんな協議、検討、それから要請活動等を行うということで、組織をしている団体でございまして、全部で51市町村が加盟しておりまして、その中の一つと

して厚岸町も加盟しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あれですか、道東だとか日高のほうだとか、利尻だとか、いろいろ昆布の産地がありますよね。そういうところの町で一応構成していて、輸入割当ですから、割当制度ですから、この産地が輸入昆布がどんどん入ってきては困るので、一定の歯どめをかけるために、その一致団結して北海道、あるいは国等へ要請を進めていこうとする協議会だというふうに理解していいんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 委員おっしゃられるとおりでございます。根室の市長さんが会長になってやっている組織でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、今、昆布の主産地はきっと北海道がほとんどではないのかなというふうに思うんですけども、この輸入するに当たっての昆布の関税だとか、そういうものをきっこうしてほしい、ああしてほしいと。そして、なるべく地元の昆布生産者を育成していこうということをやっているんだと思いますけれども、これがもしなくなると、どんどん入ってくるということですよ。

それで、今回、町長が施政方針でも、厚岸町の一次産業の確立に向けて取り組んでいくということを言っている中で、TPPについて強調していますよね。それで、TPPは今まで何かその農家だけが被害を受けるようなことを意図的にやられている部分もあるかなと思いますけれども、特にこの地方の一次産業に与える影響というのは非常に大きなものがあるのではないのかなというふうに考えるんですけども。やはり一次産業の町ですよ、厚岸町は。そうであれば、この問題について全町的な取り組みもやはり必要ではないのかなと。管内で集会等が行われていたり、町長も先頭に立ってきつと要請活動をされているはずなんですけれども、そういうことを全町民にやっぱり知っていただいて、厚岸町の基幹産業を守るために厚岸町で例えば集会を開くだとか、あるいは町長が大きなアピールを出すだとか、それから加盟する団体とも一緒に町民の皆さんにも行動に参加していただくようなことを、取り組んでいくことが必要ではないのかなと。目立った人だけが頑張るのではなくて、全町挙げてこの問題は何としても阻止していかなければならないということをやるとか、考えていくことができないのかどうか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、前段の昆布のIQ制度ですが、これはもう断固として守っていかなければなりません。今TPPの問題、これも関連してきます。そういう意味で我々としましてはTPP問題については、もう厚岸町の地域崩壊に繋がるぐらいの大きな問題であるということで、TPPの参加については断固として反対という意思表示は議会も含めて、また我々も含めて行っておるところであります。

そこで、厚岸町といたしましても、昨年来、これ初めてなんです。TPP問題に参加してはならないと、断固反対という意思表示をすべき町議会議長、さらにはまた産業団体であります漁組の組合長、農協の組合長、そして商工会の会長、それから私と、町挙げて中央に強く訴えてまいりました。ほかの地区におきましては、農協等が中心になって大会を開くなど行っている地区もあるわけですが、私といたしましては、そういう大会もいいたろけれども、要するに町挙げて、国に強く要請していこう、意思表示をしていこうという意味合いからも、我々町挙げて組織的な活動をしているということについては、ご承知のことと思うわけであります。

それと農協はもちろんでありますが、各種団体も断固反対という姿勢の中で、それぞれの大会、また反対行進をしたり、本当に町挙げて、市町村挙げて行っておるわけでございます。私も時間的な余裕があれば、それに積極的に参加をしながら、厚岸町としての意思表示も行っておるところであります。

また、おかげさまで、もう全国的には経済連という要するに財界は賛成なんです。しかし、北海道の経済連合会は反対であります。そういう意味において北海道も挙げて反対の姿勢を国に強く意思表示をし、断固反対という行動をとっているということでございますので、今後ともTPP参加問題につきましては、厚岸町として重大な問題として断固反対、その意思表示をさらに行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういう町長さんとして頑張っていたくのは当然ですけども、やはり町の機運もやはり盛り上げなければならぬと思うんですね。それでなければ、どうしても一部の人だけがやっているように見えますし、なかなか地域全体の盛り上がりになっていかないのではないかとこのように思うんですね。ですから、町長がそうやってご活躍されること、それから我々も議会活動を通じて、そういうことをきちんと示していただくということと、やはり厚岸町内がTPP反対でやっぱり一致しているんだということを、町民にもわかっていただくということをするためには、町の例えば前は何か問題によっては垂れ幕なんかもやっていたみたいなんですけれども、そういうのも町、あるいは各種の団体の漁協だとか商工会だとか、どこに行ってもそういう看板があったり、垂れ幕があったり、のぼりがあったりするっていうふうにしていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、そういう点ではいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 反対運動の盛り上げについて、さらに頑張っていきます。そういう

中で、いろいろな方法があるかと思いますが、今、谷口委員からご指摘がありました垂れ幕等も、こっちでももちろん考えていかなければ、今質問ありました。そうだなという気もいたしました。そういう面では町挙げて反対の意思表示をしているんだという対外的なことがありますけれども、しかしながら、やはり厚岸町民もそういう気持ちになっていただくと、さらにということも大事なことでありますので、さらに強力な運動を展開してまいりたいと、そういうように考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目漁港管理費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 214ページの漁港施設、ここで委員長、本年度の予算に計上されておらないんですが、若狭町長の執行方針にもものっておりました床潭漁港の西側の関係と、もう1点漁港の施設について、お尋ねをさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） はい。

●南谷委員 まず、1点目でございますが、床潭漁港西側泊地の静穏域が保たれておらないので、地域の要望の実現に向け北海道などに要望するという町長の執行方針がございました。これにつきまして、私なりにも浜の方々の声は聞いておりますが、現在、漁組や町の動向、さらには今年度どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 床潭漁港の西側の間口の外側に、外防波堤を設置してほしいという要望でございますけれども。床潭漁港の整備につきましては、平成20年に、平成13年から始まっているその漁港整備計画に基づいて計画された事業につきましては、終了しております。その前段、西側の間口というのは、どうしても秋口に波の振れ込みが、風が強い状況の中で波が入ってきて、静穏域が確保できないと、秋口にはそこに船を泊めるのがなかなか大変だというような状況がございました。それで、その漁港整備計画に載る前の段階として、その地元期成会の中で、そういったものが欲しいというようなお話と、それからそこは実はホッキの漁場になっておりまして、そこにそういったものをつくると、そのホッキの漁場がつぶれてしまうというようなこともございまして、なかなか調整がつかないでございました。

そういった中で整備が進んで、平成20年にその計画されたものについては終わったということでございますけれども。その平成19年の秋だったと思いますけれども、その段階で地元期成会の中で、そのホッキ班との調整がついたということで、その施設要望を正式にしてくれということの要望をその段階で受けたところでございます。それで、平成20年の床潭漁港のその整備の北海道の水産課、それから土現さん、あわせて協議をした段階で、そういった要望をすぐ行ったところでございます。その段階では、土現さんのほうから、あそこを完全に閉めてしまって、中を東側に抜けるような形にする案はどうだろうか、そういうようなことの検討もしてほしいということで、反対に投げ帰されまして、そういったことも、また地元のほうと協議をしたのでございますけれども、地元のほうとすれば、やっぱりあくまでその地元調整がついたのは、その外側に防波堤をつくるということでございますので、改めて平成20年からその要望を行っているところでございます。

毎年出している主要懸案要望等ですとか、それから漁港ですので、釧路総合振興局の水産課が基本的には窓口になって、土現さんとの話にもなるんですけれども、そういった中で要望活動を続けているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 本年度の取り組みについて、余りしっかり答弁していただけなかったのかなということなんですけれども、まだもう予算も計上されてないし、絵というのですか、その段階なんですよね。やはり今説明がありましたように、非常に西風が秋口に吹くと、船も安心して繋船できないような状況にあるということも、私なりに理解をしております。

なるべく早く調査なりすることで、まず調査が大事だと思うんですよね。調査しなければ、砂がたまるとか風がどうだとかという問題も解決しないと思うので、まず、調査、実施設計に向けてしっかり早目な対応を、ぜひ頑張ってくださいようにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらには、もう1点なんですけれども、白浜地区、太田さんの前浜から太田口まで、この間ですね、従来から沖に離岸堤が2段構えになって、内側のほうが非常に砂がたまってきております。今までも難儀しておったんですけれども、今年の3月11日の津波によりまして、今日では長靴で大潮の時なんかは離岸堤まで歩いていける状態になっております。ですから、昆布時期、出船もそうなんですけれども、昆布を積んで戻ってくると大変難儀をしております。これらの実態を踏まえて、町としても、やはりそれぞれ振興局にご尽力を賜って、今年の棹前には何とか、昨年は何とか急場をしのいだんでしようけれども、これらの解決に向け対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 床潭漁港につきましては、第1種漁港ということで、北海道が事業主体でもって整備をしていただいているという状況の中で、実は、漁船の利用との関係で充足率、要は施設がその漁船の利用との関係で充足しているというようなデー

タなんかも示されまして、そういったところではなかなかそれを突破するのが難しいような状況はございます。それと、外側にその防波堤ということであれば事業費が大きくなるものですから、そういった問題もあって、なかなか北海道としても難しいというようなお話になっているんですが、引き続きそういったものに対して要請活動を頑張っていきたいというふうに思います。

それから、白浜地区でございますけれども、宮園からその白浜にかけて、あの地区については緩傾斜護岸というのがずっと整備されてきております。その緩傾斜護岸が整備されている全面につきましては、海岸を保全するというところで、そういった整備がされてきておまして、それとその離岸堤が全面に整備をなされております。そういう中で全体的に砂はついてきている状況にはあるんだというふうに考えております。ただ、そういった中で今おっしゃられた白浜の地区が、特にひどいような状況は確かに見受けられます。私どもも実は一昨年からそういったお話を聞いておまして、旧土現の建設管理部のほうにも相談をしまして、現地の確認ですとか、それから何とか方策がないのかという協議はさせてきていただいております。

ただ、護岸ということで名前がついておりますとおり、そのときに海岸を保全すると。そういう離岸堤をつくるということは、砂をつけるのが目的ということでございまして、その目的どおりその砂がついているという状況に、施行者側からするということとございまして、それを地元としては何とか掘ってくれというようなこと、あるいは離岸堤をちょっとあけてくれというようなことも、いろいろお話は受けるんですが、そういったその守ると、砂をつけると、基本的にはそういう目的で設置をしているものから、それを今度反対に砂をとるですとかということが、なかなか難しい状況でございます。

ただ、漁業者がいろいろ支障を来しているということはあるので、建設管理部さんのほうもいろいろ検討はしてくれております。引き続き漁協とも相談して、その建設管理部さんと協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、3目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5目養殖事業費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 カキの種苗生産でちょっとお尋ねをしますけれども。昨年、ああいう被害が

あって、シングルシードだけではなくて、ホタテ盤に付着させる方法も何か実験としてやられていたみたいなんですけど、その成果みたいのはどういうふうになったんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨年、震災後、漁協さんのほうから、そういったホタテ盤に種苗をつけてほしいということで要請を受けまして、それを約100連ほどつくっております。それは外側にビニールハウスをつくって、そのほうで養成、それから餌については供給をして、組合さんのほうで道の補助をもらってビニールハウスを設置して、そこでそのホタテ盤につける試験をやったという形で、130連くらいつくって、それを実際、今、海のほうに入れております。

その成長は今観察している上では、基本的にはいいというふうに聞いております。昔そのやったときには、冬を越す段階でホタテ盤についたものが落ちてしまうというようなこともあったようでございますけれども、今回やっている部分では、きちっと育っているというふうに聞いておりますので、その推移をこれからも見ていきたいなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは去年の分ですよね。新年度もそういうことを実験として継続されるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 先日、正式に漁協さんのほうともお話をしまして、漁協のほうから正式に、今年もその試験を継続したいということで、その協力をお願いしたいというお話をいただきましたので、今年もその試験種苗を100連を目標に継続してやっていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あと、三陸のほうから稚貝を見に来てますよね。その見通しはどうなんでしょうか、今年は。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨年の段階で、組合さんのほうで向こうのほうに行きまして、今年もまたお願いできる話はまとめてきたというふうに聞いておりますので、必要な数量を確保できたというふうに聞いておりますので、4月以降入ってくるなというふ

うに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 必要な量というのは、その以前の量なのか昨年並みなのか、そのあたりはどうですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 量的に生産者の皆さんの物になるものですから、その生産者の皆さんの注文によると思うんですけども、その注文の数量は確保できたというふうに聞いております。ですので、大体例年並みの数量というふうに聞いております。正確な数量まではちょっと聞いてなかったんですが、問題なく確保できた。ただ、単価が高くなるようですので、その問題はありますけれども、そういうふうに聞いております。

●委員長（佐藤委員） 5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6目水産施設費。

223ページ。6款1項商工費、1目商工総務費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 このページ、224ページで、消費生活という計上してありますが、ここでお聞きするんですが、町長の町政執行方針の中でも消費者被害に巻き込まれる町民を可能な限り防ぐため、関係機関団体との連携を密にしながらきめ細かな情報提供に努めてまいります。消費者問題については十分に意を払ってますよということが書かれております。

それでお聞きするんですが、この関係機関、団体との連携というふうに言っているけれども、関係機関、団体というのはどういうものを指すんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

厚岸町には消費者被害防止情報連絡会議という組織を設置させていただいております。この中には、ご質問者もご承知かと思っておりますけれども、町のほかに消費者協会、あるいは機関と言いますと警察署等ということになるかもしれませんし、金融機関も入ります。それと団体ということになりますと、消費者協会、自治会連合会、あるいは社会福祉協議会や老人クラブ、各種病院等々も入っているということでございます。一つの組織で

ございますけれども、こういった機関を通じながら町内で起きている事案をできるだけ早く収集をしながら、町民の皆さんに可能なものは逐次情報提供をしながら喚起していきたいと、そういうことでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 例えばですね、このごろの新しい事案では押買いなんていうのがありますね。今までは売るって来たんですよね。今度は買うって来るんですよ、新しい手口ですよ。全国で多発している。こういうのが厚岸に入ったとすることでしょ、そのときはその家へ来たよという人は、どこに言えばいいんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

直接厚岸町役場のほうに、そういった情報は実は入ってきておりませんでした。平成23年度においてのこの押買いの実態でございますけれども、警察署のほうから逐次そういったものの動きがあった場合には、連絡をいただいている状況でございます。町内の事例としましては、昨年の6月でございますけれども、2件ほど警察のほうにそういった事案があるみたいだというのが、町民の方々から警察のほうに情報の提供があったということでございますけれども、それはそういった動きがあるという情報の提供だったそうです。10月にもまた2件ほどありまして、これは貴金属の買取業者が町民のお宅を訪れて、本人の承諾がないままに貴金属を勝手に持ち去る事件というのが2件ほど発生したということ、これはまさしく押買いでございますけれども、これについても犯罪的な部分に値するんですけれども、ただ、これ警察のほうから、その当事者のほうといろいろお話をしていく中では、被害届けを出すに至らなかったということで刑事事件発生しておりませんけれども、こういった警察のほうからの情報が入ったことを受けまして、厚岸町のほうでは早速、これは10月の事例で22日、23日、2回に分けて町内に防災無線を通じて、こういった事案が発生したということで町民の方に十分注意するようにと。それと、そういった買ってもらいたいという気がない場合には、毅然とした態度ではっきり断ってくださいという注意喚起の防災無線も流しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 警察から役場のほうに連絡が入って、防災無線を使って町民に注意を喚起したというのはわかりました。

それで、今、何とか協議会だかなんか、連絡会とかありますが。そのどこかにそういう情報が引っかけたときは、すぐ役場のほうに連絡があって、そして、すぐ役場のほうでもって、またそういう連絡をつくっているふうなところへ情報が走るような仕掛けになっているんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

この連絡会議、実は年度に1回ほどしか実際は開催していないというので、もう少し回数も増やした中での取り組みも必要かと思いますが、この会議につきましては、先日も開催させていただきました。こういった警察からの事案等の報告も受けながら、町内のこういった悪徳・悪質商法的な動き、あるいは釧路の総合振興局のほうからも担当者に出向いていただきましての情報提供、いろいろ行っております。その際には、厚岸町としては皆様のほうからの情報提供をいただいた中で、必要に応じて防災行政無線、あるいは告知端末等を通じて周知をさせていただくので、そういった事案があるいは耳にしたときには、ぜひ情報の提供をお願いしたいということ、その場のほうでお願いをしたところでございます。

また、過去の事例におきましては、町民の方々から実際に役場のほうに連絡があって、ある公営住宅のほうでふとんの云々という話もあったときには、警察のほうと連絡をとりながら、それを監視に当たるというような行動も実際にとっておりますけれども、いかんせん役場のほうに情報が入ってこない、そういった周知もできないという中では、こういった各関係機関、各団体のほうに機会をとらまえて、そういう情報提供のお願いをさせていただいているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 いろいろお話は伺いましたが、今の結論から言うと、その何とか連絡会というものは、年に1回集まって、それこそ講習会みたいな話して終わり。こういう事案がありました。ああ、そうですか、そういうふうには受け取れるんですね。これも議会で議論になってつくった組織ですよ。それで、そのときは道の消費者協会の広報のトップを飾ったですね、このニュースが。厚岸町でこういうものをつくった。私、その消費者協会の広報というのを消費者協会の役員のかたから見せていただいてびっくりしたわけですよ。どこもつくってなかったのかと。そういうことですよ。

それで、これは、年に1回会議開いて、そして去年こんなことがありました。そもそも消費者被害とはこういうものですよっていう勉強会をやるためにつくったんじゃないですよ。常時これが動いていなければならぬはずなんですよ。それで、たくさんの人が入ってくればくれるほど、そういう業者が厚岸に入ってきて、何か蠢くと引っかかりますから、そうすると、その団体には一斉にその情報がぱっと流れると。そうするとそれを通じて町民にも流れるし、場合によっては防災行政無線で流すわけにはいかないような事例というのがあるかもしれない。

そんなときでも、そういう団体の人たちはみんなわかるから、例えば振り込め詐欺の新しい手口として、何て言いましたかね、今郵便局で350円と500円の大きな硬い紙の封筒があって、そういうのをやると。それで出してくれと、振り込め詐欺というから、振り込めというのがおかしいんだと思っていて、それでもって出してくれと言うのはおかしくないと思ったというのが、そのときの被害者の話だったそうですが、そんなものに

についても出る。そうすると、郵便局だとか、そういうところが、この団体の中に入っていれば、当然注意しますよね。とういうふうに、それぞれの部署がそれぞれに自分たちの持ち場でもって、そういう情報を使って消費者被害を防ぐようにできるわけです。年に一遍だけ集まって、お話聞いて、はい、終わりというのならば、そんなような能動的なものは何も出てこないですね。そのあたりふだんですよ、とういうふうになっているかって聞いているんです。それが全く役場のほうにはどこからも何も言ってこないんだという、今お話なんだけれども、押買いについては役場のほうに言ったんだという話も私聞いてますけれどもね、それはいいんですけれども。とにかくとういうものが常時ぴりぴりとした緊張感を持って動いてなければ、こんなものつくったって何の意味もないと思うんですよ。その点いかがですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者今言われたとういう意図で、この情報連絡会議でございますけれども、設立をしたところでございます。言われたとういう金融機関、あるいは郵便局もとういう意味で、この組織の中に入っているわけでございます。先ほどもちょっと1点説明漏れましたが、ご質問者言われるとういうふうな事案が生じたとき、特に高齢者をねらった悪質商法とういうのがどんだんどんだんどんだん新手の新手法が出てきているとういう部分では、とういった関係団体のほうのリストをつくって、とういった動きが察知したときには素早くファクス等を通じて、その団体のほうに流すとういうシステムづくりもさせていただいております。

やっている、あるいは目的、言われるとういう立派な建前をしていますけれども、実際にそれが年に1回程度で機能を十分果たしているのかとういわれると、とういった問題意識ういのをまた改めてしながら、これからの部分は新年度になるわけですけれども、新年度以降を取り組んでいきたいとういうふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございません。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目商工振興費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 228ページの中企業振興計画策定661万5,000円ですが、計画策定支援委託料とういうのは、これは策定支援がついているんだけれども、これとういうことなんですか。何か厚岸町が計画をつくるのではなくて、どこかに支援する委託料、この意味がちよっと言葉つないでいっても私わからなくなってしまうんですけれども、教えていただきたいと思います。町長の施政方針は振興計画を策定いたしますとういうふうな感じですね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） すみません、素早く解答できなくて。

実は、今、ご質問者が言われたとおり、厚岸町では昨年23年4月から中小企業振興基本条例、これが執行されてございます。これはこの議会の中でもいろいろ、この条例を策定するときにはいろんな議論をしていただきました。そのときに、強く町長から言われたのは、こういった条例つくるのが意義ではなくて、つくった後どう動かすか、この条例がどうやって生かされるかというのが、これは大変重要なことだということでございます。

それで、23年度1年間この基本条例をもとに何とか民間サイドのほうからも、いろいろな動きを出していただきたいなということで、この条例の説明会を関係する団体のほうへ説明をしてまいりました。当然町民の方々にも広報等を通じて周知もしたわけですが、その中での動きといいますのは、町おこし応援団という組織が4団体ほど立ち上がってまいりました。ただ、実際の議論というのは、まだ動いていない状況でございます。

そういった中で厚岸町としても、この条例ができた後に実際に厚岸町でこういった中小企業を振興させるための具体的な施策を、どう取り組んでいくのかということを明確にしなければいけないのではないだろうかというふうに考えたわけでございます。それで、この計画というのは、例えば総合計画10年スパンで概ね見ておりますけれども、そういった長い10年ではなくて、概ね5年程度を見越した中で、厚岸町の中小企業の振興施策をどういった考えのもとに進めていくんだという目指すべき方向性みたいのを定めて、それであれば25年、26年、27年と各年次で具体的にどういった施策をしていったらいいんだろうかという計画を実はつくりたいというのが、この計画の策定なんです。

それで、ここで言っている委託料の中で支援とありますけれども、この策定に当たっては、今、厚岸町が考えているのは財団法人地域総合整備財団とありますけれども、こちらのほうで、新地域再生マネージャー事業ということで、そういった専門家をそういった取り組みを行うところに派遣するという制度があります。これは人件費相当なんですけれども、この計画策定で全体として661万5,000円ほど予算計上をさせていただいております。この計画を策定するために私ども地元の者、関係者だけで、それを一生懸命頑張って計画を煮詰めたと思うんですけれども、やはり専門家の方々の意見も聞かなければならない、あるいは先進的などこかの事例で成功している事案もいろいろ聞かなければならない。それがただ、ほかの町で成功しているから厚岸に持ち込んで成功するとは限らないわけですよ。厚岸の特性に合ったものなのかどうかということも判断もしなければいけないと、そういった上では専門家のそういった方々の支援ということも必要だろうということで、この今言った、地域総合整備財団のほうの派遣事業を要請しようということで、今見ております。これは、対象事業の3分の2相当でございます。これで人材を派遣していただくという委託事業を考えているものですから、ここで出てきている委託料については、支援委託料という名目にさせていただいているということでございます。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 そうすると、661万5,000円なんですが、これは計画をつくるお金ではないということですか。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） これは計画をつくるお金です。全額この661万5,000円、これは委託料で、その人材を派遣していただいて、コンサルのほうと協議をさせてもらってやるんですが、今、私ども考えているのは、町内でこの計画を策定するために組織をつくる主体になってくるのは町、それと町おこし応援隊というのを設置していただきました。当然商工会にも入っていただいた、そういったところで検討委員会みたいなをつくってやるんですけれども、そこだけのノウハウではできないということで、支援していただく外部からの委託料、これが661万5,000円。そして、その方々のノウハウをいただきながら、私ども地元の方が議論を通じ、最終的に報告書まとめていただく、そういった手助けもしていただくという事業費でございます。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 結果的に、計画をつくり上げるまでのお金がこの661万5,000円だというふうに理解すればいいんですね。それで、私、大変心配なのは、町で今までさんざん各種の事業をするたびに委託料をつくって、まちづくりはこうしたいと、何々ゾーン、何々ゾーンというのをつくって、厚岸はこうなりますよというような、もう私議員になってから相当、もうきつと家へ行って全部足せば相当の高さになるだけ計画書はあるんでないかなというふうに思うんですけれども。結果的に、そういうことに計画はつくって、一時見たらすばらしいなど。だけれども、結果的にはこれは厚岸には合わないやということでもう横に置いて、そのうち忘れるのを待ってもらおうというような計画をつくろうというものではないですよ。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。
この策定事業費を私どものほうから提案をさせていただきながら、いろんな議論を関係課、それと町長、副町長とも協議をさせていただきながら、最終的なこのような予算措置をしていただきました。その議論の中でも、今質問委員が言われたような、計画はつくって、生かされないような計画というのは、過去には幾つかあると、それすべてはありませんよ。当然その計画に基づいてやっているのはたくさんあります。ただ、そういった結果として生かされなかった計画も幾つか見受けられると。そのような計画にならないようにということでは、そういった事前の打ち合わせをさせていただきながら、

そういうならないような形で進めていきたいということで計画も考えております。ただ、一つ何かをもとにした計画ということではなくて、中小企業を厚岸町の振興するために施策ということで、いろんなそういった専門家のほうからアドバイスをいただきながら、厚岸町のこの風土であって、あるいはこの産業形態、地理的条件であって、人口であっても、この施策であると厚岸町の中小企業の振興になるだろうというものを幾つか考えて掲載をするというものでございます。

ですから、そこに結果として掲載されたものが、すべて形になるとも限りませんが、できるだけ担当部局としてはそういった計画が生かされて、厚岸町の地域振興に結びつくような計画づくりに進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 税金を投入するわけですよ。そこで、計画をつくって1割やったからいいべやということでは、やっぱり困ると思うんですよ。やはり投資した分のすべてを課長おっしゃっているようにできれば、それは一番よろしいんでしょうけれども、その時々々の経済状況だとか、いろんなものが絡んできますから、その中でどうやって計画の中から取捨選択しながら実行していくかということになると思うんですよ。

ですから、少なくとも計画の半分以上はやり切りましたよと言えるような事業展開を、やっぱりできるものと考えていただかなければ困ると思うんですよ。結果的に、まあその中から抜き出して、一つはできたから全くやらないことにはなりませんって開き直られたんでは、私は困ると思うんですよ。議会だって、皆さん、今後予算をどうやって通すかと考えているわけですから、そういうことを考えたときに、やっぱりお前たちどうなったのよって聞かれたときに、胸張って答えられるような事業でなければ困ると思うんですが、もう一度お伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者言われること、十分承知しております。そのようなことにならないように、私どもも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、できるだけ町内の関係する方々にも参画していただいた中で、この設計委託料策定に当たっていききたいと、このように進めてまいりたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

2目、他に。

8番、竹田委員。

●竹田委員 これについてももう一度お伺いしたいと思っております。

議会のほうに、この策定の途中段階での議会の報告をしていただきたいというのが一つなんですけれども、それは可能ですか。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

この振興計画策定に当たりまして、できるだけ私どもとしては期間を長くにとって議論をする期間をとりたいと思うんですけれども、いかんせん、こういった助成制度の関係もありますけれども、できるだけその期間を持った中で、いろんな議論のする期間をとってやりたいと思ってます。それで、最終的に議会のほうに成果報告を説明するというのではなくて、中間的、ある程度物が見えてきた段階で、期間をとらまえて議会のほうにも情報提供という形でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

- 竹田委員 まちおこし応援団というものが4団体できてきたということで、議会でもさまざまな形で言われてきたことなんですけれども、ある団体というある組織、これになると必ずその決まって、いつも同じような人が集まっているというのをよく聞きます。課長もよく聞いていると思うんですけれども、僕から言わせてもらえれば、果たして、その例えば言いたくはないですけれども、何とかかんとかという団体がもしあったとしたら、いつもメンバーが同じということでは、これ、事、前に進まないと思うんです。というのは要するに、同じ意見を持つ者が集まって、まとめたところで何になるんだという話になると思うんです。やっぱりそこは議会の中からもいろんなさまざまな意見が出ていると思いますけれども、今まで入ったことのない団体、今まで入ったことのない人、こういう人のやっぱり埋もれた知識等を持っている人たち、たくさんいると思います。その人たちの意見を吸い上げられるような、そういう団体をつくってほしいなと思います。

商工会がいいと悪いとかという議論ではないですよ。そういうことじゃなくて、例えば中小企業の中のある団体も、厚岸町にどのくらいの組織として、どのくらいの企業が参加されているんですかと言えば、47%くらいとか、43%くらい、半分を切っている団体、それがいいとか悪いとかじゃないですよ。ただ、やはり同じ団体の意見を聞いていくと同じ意見しかまとまらないということになってしまうので、そこは本当に吟味していただいた団体・組織づくりをしていただいて、いろんなさまざまな意見を聞いてほしいなというふうに思います。

というのは、やっぱり、今、10番委員さんも言ったとおり661万5,000円も使うのであればという話になると思うんですよ。企業でいうと661万5,000円を生むために、これの

数十倍の仕事をして利益を上げなければいけない。例えば10%の利益であれば6,615万円の仕事をしないと661万5,000円出てこないという話になります。大変な苦勞のする金だと思います。やはりその辺をきちっと別団体、いろんな組織の意見、いろんな人の意見を聞ける団体をつくっていただきたいというふうに提案をしたいんですけども、どうですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私、この計画策定をする段階で、まちづくり応援隊の方々にも参画をしていただいているということを、先ほど10番委員の質問のときにお答えをさせていただきました。このまちづくり応援隊というのは、条例を制定する際にいろいろ皆さんとも議論していただきましたが、町のほうから、こういった組織ということではなくて、この応援隊になるべき要件というものを町の要綱で定めて、そういったまちづくり応援隊として登録していただきたいと思う団体であれば、どんな団体でも登録できるような制度になっております。ですから、そういったぜひ町のほうの中小企業振興施策に貢献したいと思う方があれば、何名かの団体をつくりながらこの登録することも可能でございます。

それと、この計画づくりに当たって、いつも似たようなと言いましょか、限られた方がいろんな会に参加をさせていただいているというのも、実際に事案としてあるかもしれませぬけれども、先ほどもご説明したとおり、できるだけ幅広い方々に参加をしていただいた中で、この計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 まず、支援委託料の中の、その委託先の業者は教えていただけますか。それとその委託先の、例えば成功事例があるというのであれば、どのような町でどのような計画を立てて、どのような成功事例をされてきたのかも聞きたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、いろいろと検討している状況ではございませぬけれども、業者につきましては、まだ予算も通ってない段階で確定はさせていただいておりませぬ。ただ、全国にはたくさんいろんなコンサルタント業務を担っている会社がありますけれども、とりわけ厚岸町とのかかりわりがあつて、こういった町にぜひ協力していただきたいという、そういった業者、会社のほうを見出しながら契約のほうに結びつけていきたいというふうに思っているところでございませぬ。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 その際も業者選びのときに、例えば最終的には1社に絞ると思うんですね。その前に厚岸町にとってプラスになっていく、そういう計画をつくってくれるだろうと思うところを絞り出していくときに、ここと、ここと、ここと、例えば三つくらいにまとめて、最後に1個にするとかという方法をとると思うんです。そのときに、この組織はこのくらい、このような感じ、このような組織このような感じと、その途中の流れも、それも決める前に議会に報告してもらえるのか。そのくらいやってもらわないと。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

今、ご質問委員言われたように、最終的に発注する際には、こういった性格の業務委託になりますから、1社に絞り込んだ中で随意契約という形になるかと思えます。ただ、それに当たって、こういった形で絞り込むのかというのは、今までのいろんなそういう絞り込む際の事案としましては、庁内の中で選考委員会を開いてやる、あるいは入札委員会という組織の中で吟味するというところでございますけれども、そういった過程につきましては、これは執行機関のこちらのほうでやらせていただくこととなりますので、それを決定する前に、こういった候補地があって、こうこうこういう理由で、ここにやったということはちょっと難しいのではないかと。ただ、決まった業者を、この業者に対してどのぐらいの幾らの金額で、こういった理由でここを選定をさせていただいたということは、追って説明することは可能だというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 まちづくりおこし応援団というふうに僕聞いたんですけれども、今聞いたらまちづくり応援隊というふうに言われたんですけれども、これは町の要綱に従って、当てはまっているものであれば、どなたでも登録をしていただきたいというお話ですけれども、これ僕、今、こういうやり方をしているというのも初めて聞いたんですけれども、これはこういった流れでこういうものを、こういった団体というか、こういった方法で周知していますか。例えばわかりやすく、どの企業とかどういう人に応募しませんかとかというのを教える、周知するための方法というのは、どういうふうにしていたんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この厚岸町中小企業振興基本条例、これにつきましては今年の1月の臨時会で議決をいただいたものでございます。その際の議論でもいろいろ12月の議会あって、そしていろいろあって、1月の臨時会でこれ可決していただいたものでございますけれども、その際にもこの条例の参考資料という形で、中小企業振興会議の規則、あるいは中小企業戦略会議の設置要綱、今言ったまちづくり応援隊の組織に関する要綱、これらについても参考資料として議会のほうに提示しながら説明をさ

せていただきました。

そして、これが実際に施行するに当たっては、町の広報紙を通じて周知もさせていただきました。ただ、これだけでは十分ではないということで、A3のチラシもつくって広報紙に折り込みながら、そしてまちづくり応援隊についてはこういう組織であれば大丈夫だよということでの募集もし、広報紙に折り込むような形で周知をさせていただいて、結果として、今現在4団体が登録しているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 わかりました。

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目食文化振興費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 6款、1項、3目食文化振興費、味覚ターミナル整備事業についてお尋ねをさせていただきます。

改修・補修工事費2,100万円が計上になっておるんですけども、レストランカラオケルームの窓枠改修一式、それから冷蔵庫、冷凍庫、更新5台。さらには、野外用冷媒配管工事一式なんですけれども、この諸事業費なんですけれども、細かいものはいいんですけれども、数字はいいですから、このこっちの明細書見て私なりに、あれっと思ったんですよ。例えば冷蔵庫、冷凍庫の更新5台になっているんですよ。通常であれば、営業用に使用するものではないのかなと。建物、それから壁の修理等は納得できるんですけども、少なくとも味覚ターミナルには指定管理者委託料として2,503万円、今年も計上されております。この委託料につきましては過去に1,000万円ほど上乗せをしてきた経過もございます。そういうことからしますと、契約の上では、これは当然、町でもたなければならぬものなのかもしれませんけれども、少なくともある程度のその上積みをしてきたコンクリエの皆さん頑張っていると思うんですけども、いかがなものかなという思いもございます。少なくとも、これらの運営にかかわるもの、直接使用するものについては、通常会社であれば、当然このぐらいは営業努力の中でクリアをしていかなければならない物品ではないのかなと私は判断するんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

事業の内容についてはご質問者、中はということでございます。ただ、これを町が負担しなければならぬものなのかなということでございますけれども、これにつきまして

ては、当該施設この冷凍庫、冷蔵庫に関する部分につきましては、建設当時から設備された建物の附帯設備というふうになっております。指定管理者に管理させる物件及び附帯設備の補修に関する費用につきましては、管理物件ということで協定書のほうにも記載されておりますが、これまで施設所有者である町が直接施行することを基本にしてきたところでございます。

これは、指定管理者である株式会社味覚ターミナル、こちらのほうに施設の管理と、それと町の産品を使った販売、飲食というものを行っていただくという事業運営を進めていただくことを委託内容にしてございます。そういった意味合いからしますと、この事業を行うために必要な備品、あるいは設備という考えのもとに、これは同様のやつが21年度にも魚介市場と冷蔵庫、今回整備する以外の部分ですけれども、こういった同様の更新があったわけですが、そういった考えのもとに町の負担で実施をさせていただいているというものでございまして、このたびも過去の事例同様の考え方をもって、予算のほうに計上をさせていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 当然ね、そのとおりだと、私の想像どおりの答弁だと。ただ、少なくとも過去の経過からすると、この契約書をつくったとき、それでは味覚ターミナル指定管理委託料というものは、2,500万円当初から設定してあったんですかっていう思いもあるんです。やっぱり時代とともに変わってくるだろうと、これも少なくとも1,000万円上げたらこの分踏襲できますよ。そういうことも含めて、その無理言っているのはわかるんですよ、味覚ターミナルの皆さん、営業努力をされていることはわかるんですけども、少なくともこの分ぐらいの営業努力によって、しならば、2,500万円のものが今年度は少し收支改善になってきて下がったとか、そういうことであればいいんですけども、このぐらいの管理料を払っているのに、なおかつこういう数字だというのは、もう少し頑張っていたらいいなと、そんな思いでございます。

委員長、実はこの財源なんですけれども、この中に産炭地資金が繰り入れられているんですよ。この説明書、資料のほうを見たら、この産炭地資金ちょっと広がるんですけども、この内容について伺いたいんですが、よろしいですか。（「はい、どうぞ」の声あり）。

確か、この科目だけでなく、本年度産炭地資金3,690万円ですか、四つくらいだったと思うんですけども、科目で投入されているんですけども、私の記憶では、確か産炭地資金前年度で消化されたのではないのかなという思いがあるんです。この基金の取り崩し、この動向について私の記憶が誤っていれば終わりなんですけれども、もう少しその産炭地資金繰り入れされているんですよ。それとまず、動向について伺いをさせていただきたいのと、この使っているものすべて修繕費に充当されているんですよ。建物とか、もう少し福祉とか、形に残るもの、ソフトの面とか、修繕費ばかりでなくともうちょっと前向きな資金に活用ができなかったのかなと、そんな思いもして感じたところで。その辺いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） まず、1点目の味覚ターミナルに対するこの設備、今回こういった大きなお金になりました。もう少し努力をしていただけないだろうかということでございます。

実は、いろいろな議論の中でもありましたけれども、味覚ターミナルのこの委託料ということで2,500万円ほど指定管理者の委託料もあります。実際には、この中身に1,000万円程度の閑散期支援策も入っての額になっています。これは当然なかつたであろうということですが、これは味覚ターミナルの性格上、こう経営状況が悪くなったときに、経営が成り立たないのは皆さんもご承知のとおり冬期間でございます。ただ、味覚ターミナル、道の駅としての性格、それと地域の振興産業に結びつく波及効果を目指すという部分では、その経営の成り立つ夏場の期間、観光シーズンだけやっているわけにはいかないということで、あえて通年を営業していただくという部分では、町の部分でそれにかかる経費の25%相当額を支援していただくということで、皆さんのご了解をいただきまして、1,000万円程度の冬期閑散期支援が落ちているということでございます。

ただ、この冬期閑散期支援につきましては1,000万円をずっと継続してということではなくて、その時々前年の状況に応じて増減するということになってございます。これから味覚ターミナルのほうでは、経営の改善に向けていろいろ努力も現在しております。そういった中で冬期間の経費の改善が図れば、この冬期閑散期分の支援の金額が少なからず減っていくように努力するように、町のほうとしても働きかけていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと2点目の産炭の基金でございます。

ご質問者おっしゃるとおり、平成23年の12月で終わったんでないかという話。実はこの産炭の基金と言いますのは、旧基金と新基金というのが実はあるんです。旧基金というのがいわゆる平成23年12月までに使うということで、これまで使ってきたものが旧基金なんです。この旧基金というのは国が30億円、北海道が15億円、そして釧路市が11億八千幾らとかと、厚岸町も1,040万円ほど支出をして、総額49億2,500万円の基金を平成10年度に造成をしたものでございます。

それと、もう一方の新基金というのが、これは平成12年に、これは造成されたものでございますけれども、これには国が30億円、北海道が15億円、釧路市が5億円、合わせて50億円、これには新基金には厚岸町は出資はしておりません。旧基金、新基金、これは今までずっと益金運用をしてきたんですが、空知管内でのいろんなことがありまして、夕張ですとか、いろんなことがありまして、平成18年に取り崩しによって事業を行うと、短期的に産炭地の抱えている課題を一掃するという目的で、5年を限りとして取り崩しをさせるということで、国のほうから示されて行ったわけでございます。

この旧基金については49億2,500万円でございますが、これをどのような配分でというのは、これは正式ではございませんけれども、構成町の中でいろいろと議論をさせていただきながら、概ねの目安として、厚岸町については4億4,800万円ほどの配分という目安をつけていただきながら、これまで産炭旧基金を活用した事業展開をしてきたと。これは産炭地域が抱える課題を一掃させるというものですから、どちらかというとなら

使い勝ってのいいような基金でございました。

一方の新基金につきましては、新分野に進出する企業、あるいは新技術の開発、あるいは新しく雇用が増加するというような、いろんな厳しい制約があったわけでございます。それで、新基金のほうにつきましては、皆さんご承知のとおり新たに企業進出が厚岸にあるわけでありませぬ。実際にこういった部分で新基金は過去からも取り崩しが許されていたんですが、実際につくってきてたのは、釧路市だけなんです。釧路市、あと白糠もちょっと使ってたという部分でありました。この新基金についても、これから取り崩しがなるという部分では旧基金の議論が発生したときに、一定の目安についても配分を考えようということで、実は首長さん方の中でいろいろ議論をさせていただきながら、厚岸町のほうの一定の目安として2億6,057万円というのが、厚岸町の配分の目安として示されたところでございます。これは先ほども言いましたが、厚岸町は1円も出資はしていないんですけれども、この総体の部分、国、道が出ているということで、出炭割、人口割、財政規模割、均等割等々入れて、こういった数字になったわけでございます。

先ほども言いましたが、今まで使い勝っての悪い新基金でございましたけれども、これについて、ぜひこういった町でもこれを活用できるような制度改正をしていただけないかということで、いろいろ省庁のほうも働きかけを行いながら、昨年から各産炭地域の産業基盤にかかわる部分については、そういった修繕であっても産業基盤の整備であれば取り崩し可能ということが示されたわけでございます。それで、それに基づきまして今回この味覚ターミナル整備事業の財源として充当をすると、取り崩しをするということでございます。

なお、この充当に当たりましては、旧基金は10分の9でございましたけれども、今現在3分の2ということで、今進めてございます。なお、今そういった状況から厳しい財政事情が産炭地域であるわけでございますから、市、町が行う事業につきましては、この3分の2を10分の9にさせていただけないかという要請をしております。これにつきましては、平成24年度中にはそういった充当率の嵩上げといいたいまいしょうか、そういった対応もしていただけるんではないかなというふうに見込んでいます。

●委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長 3目、他にありますか。たくさんありますか。議事進行ですか。

10番、谷口委員。

●谷口委員) ここできつと昼食になると思うんで、資料要求をお願いしたいんですが。それで、きのうの林道費みたいな話しても困るので、道路新設改良費の関係での図面をお願いしたいというふうをお願いをいたします。後のほうなんですけれども。

●委員長(佐藤委員) 3目、他にありませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

229ページ。4目観光振興費から進めてまいります。ございませんか。

5目観光施設費。

239ページ。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

2目土木車両管理費。

3目土木用地費。ございませんか。

4目地籍調査費。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

12番、室崎議員。

- 室崎委員 町長の町政執行方針の中で、橋梁が老朽化していると。それでその老朽化対策を図る必要があることから、橋梁の点検調査を行うというふうに言っているのですが、これ一遍に全部というわけにもいかないと思うんですけれども、どのぐらいのものを対象に挙げて、どういうところから進めていくのか、それをちょっと教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷課長） お答えいたします。

ただいまの橋梁長寿命化計画の策定事業の中で、橋梁調査点検委託料でございますけれども、町内には45の橋というものがございます。大小合わせて45個であります。これは事業名にもあるように、長寿命化計画を策定するという事で、そのために橋梁のその45の橋を点検調査しまして、その部分の委託料でございます。調査した上で長寿命化計画を立てるための点検をして、一つ一つの橋の状態がどういう状況なのか、データ的には何年に橋をつくって、今何年たっている、規模はこうだよということはわかっていますけれども、実際にその橋梁が今どういう状態になっているかというものを、点検させていただくと。その上で今回の事業も社会資本整備交付金でやれるわけでございますけれども、その橋を維持延命させる、それから改築というか直していく、修繕する、それから架けかえも含めまして、その橋々を全部診断して、計画をつくって、計画をつくらなければ社会資本整備交付金の事業でいわゆる今言った修繕がしていけないものですか

ら、そういったことでこの点検をすると。45ある橋を今年度をかけて委託の中ですべて点検をして、その状況を確認するという予算でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。そうすると、まず今年度は調査を行うと、45ある橋、全部調査すると。そして、それによって比較的新しくても傷んでいるところもあるだろうし、それは交通量もあるだろうし、自然のいろんな条件も違うだろうし、そういうことで、まず現実どうなっているかを調べると。そして、その次には今度、それぞれの対応に応じて、ここは何ともない、でもここは補強しなければならないと、ここはもう取りかえなければならないだろうというのがあるかもしれない。そういうことは次年度以降、またそういう年内のデータを基礎にして進めていくと。だから、橋の長寿命化ということであれば、これから何年間かかかる事業であると、そういうふうに理解してよろしいんですね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今、委員おっしゃったように、45を点検して、いろんな状態を調べて、それから優先度合い含めまして、これは早急にしなければならない、これはまだまだこの部分だけやればいいだろうと、この部分については5年先でも大丈夫だろうというような、そういった全体的な維持保全計画をつくって、その上で次年度以降も踏まえまして、修繕、維持保全を図っていくというための点検でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目道路新設改良費。

7番、金橋委員。

●金橋委員 それでは、245ページ、246ページ、247ページ、それから248ページの床潭・末広間道路の整備事業と、それともう一つは、太田・門静間道路整備事業、249ページ、250ページ、251、252、253、254のそのページの部分でちょっと質問いたします。

最初に、事業箇所の方で事前に資料としてもらっているんですけども、その中でもうちょっとだけ詳しく教えてほしいなという部分です。

一つ目は、地滑り対策の内容についてなんですけれども、これ恐らく水抜きとか、水の関係だと思います。二つ目が、地滑り観測調査の内容について、これも恐らく山がどういうふうになっているかということだと思います。三つ目は、用地確定測量の内容に

ついてなんですけれども、これも平成元年から今回に至るまで、用地確定測量というのがやられていますけれども、お前、それ知っているんじゃないかと言われてたら、全くそのとおりで、元年は私がこれ手がけたのでそれはわかっています。知っていて聞くのかということじゃなくて、カーブが多くて、その部分大変だと思います。カーブカーブになってきて、それから末広まで繋がるわけですから、大変な苦労があるというのわかっていて質問してます。

あと4番目としては、用地購入なんですけれども、ここはアイヌの人の所有が共同の土地でなっています、かなり用地買収、それには苦労すると思うので、恐らく時間的に結構かかると思うんですよ、その状況をちょっと知りたいなという部分があります。

それと支障物件の移転補償、これは恐らく金額的に言うと、倉庫かその曳き去りなのか何なのかという部分をちょっと聞きたいんですけれども。まず、床潭・末広間道路のことだけちょっと、ざっと説明していただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、床潭・末広間道路でございますけれども。この事業は平成20年から平成28年までの事業でございます、昨年22年から実際的に工事を始めております。23年度につきましては、先ほど委員おっしゃったような地滑り対策工事で行ってございます。水抜きいわゆる地滑り観測調査でございますけれども、23年度に実施した地滑り対策工事をした、今年度工事をした場所を含めまして、さらに今回2カ所地滑りの対策工事を行ったわけでございますけれども、これから先、まだ8カ所地滑り対策の必要箇所がございます。その含めた8カ所を含めた、すべて地点では26カ所の推移を観測を行うというのが地滑り観測調査委託料で予算化していただきたいという内容でございます。それは水抜き、それから地滑り対策のためのことですので、その点ご承知おき願いたいと思います。

それから、用地につきましては、いわゆる先ほどアイヌ共有地が、あちこちに点在しているということでございますけれども。今回のルート上には、取得予定の中にはそのような共有地はございません。今回はございません。

さらに、補償でございますけれども、補償につきましても、物件移転補償ということで、いわゆる若干あるそういった部分につきまして、補償を今回見ているわけでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 ざっとわかりましたので、それでは、次の太田・門静間道路のその部分について。これ用地確定測量なんですけれども、どのぐらいの最後のほうまで山を登った部分までちょっと行くのかですね。それと、橋梁工事は今年度で終わるということで、よろしいんですね。橋梁工事、それは今年度中に終わるということで、いいんですね。

それと現場を見てきたんですけれども、現道で行くのであれば、ちょっと前もほかの委員さんからも出てたんですけれども、川と道路の高さが大体3メートルぐらいという

部分で出てたんですよ。実際見て、私なりにですけれども、現道を生かしてやらざるを得ないんだというふうに思いました。もし、津波が川を上って来たとしたら、自分なりに5万分の1の地図でちょっとやったんですよ。自分なりにやったらですね、別寒辺牛川の河口から、ちょうど橋が架かっている部分まで、直線距離で7キロ弱。それで蛇行している分をずっとやったら10キロなんですよ。ですから、津波が来て、橋を通過して、湖に入って、川を上って、それからずっと上ってくるのが10キロですね。そして、反対にずっと直接門静まで押し寄せてくるとしたら、これもちょっと私も素人じゃないんで、調べたら、国道の水準の高さが2.3メートル、その間を縫って恐らく波が上っていくと。であれば、さっさとデッキの道を通るか、それか今ある道路ですね、現道の部分を通るしかないんだらうなということなので、あとカーブが結構きついで、前もちょっと説明を受けてましたけれども、アールを伸ばして大きな曲線にして、それで上っていくような形と。

それで、もう一つ気になったのが、ちょうど切り土になっていて上り際の方で、日が当たらない部分があるんですよ。私もこの道路、割と好きなのでよく通るんですけども、そのときにちょっと氷が張っちゃうと危ないんじゃないかなという部分があるので、削る分は削って、日当たりよくすることができるのか、土木のほうのね、その技術的な部分で、ちょっとそれ気になった分があるので、そこだけかなというのがありましたね。

それとあと2点、国道に出る出口、それを私もちょっと実際にそこに行って4、50メートル厚岸寄りということではちょっと見てみました。そしたら全く見通しは問題ないです。私は、これならこれでいいんだなと。あと用地買収についても、その辺の事情はちょっと私も知っているんで、恐らく1名で問題はないだろうなというふうにはなっているんで、そこから入るのが一番いいと思ったんですけども、大体こんなようにことを見てきたんですけども、大体そんなことですか。ちょっと、その辺のところ教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今言われたこと、ちょっと書きとめながら説明をさせていただきますけれども、橋梁が、まず用地につきましては、今回ルート選定してる用地の地権者は全部把握しておりまして、これから用地の地権者の方と折衝していくということでございます。委員ご存じのとおり、こういった手法でやっております。

それから、橋梁は年度内に終了かということでございますけれども、橋梁につきましては実施設計を行いまして、24年度に行いまして、国債事業という今回の予算書にあるとおり、252ページでございますけれども、24国債というふうに太田・門静間道路記載しておりますけれども、国債事業で設計を24年度終えて、24年の後半、それから25年度で橋梁のあくまでも下部工事を施工したいということで、登載させていただいております。

それから、川と道路の高さということでございますが、河川と一番近づいている今の現道の部分、崖みたなところがございまして、その高さが、標高4.2メートルということでございまして、河川の最高の水位がそれに比して1.7メートルの高さでござい

ます。河川と道路の水位の差が2.5メートルございまして、いわゆる河床高から見ると、2メートル50の差がございまして、それだけ道路が高いということでございまして、今のルート的には現道を生かした中で、今回の太田・門静間道路を完成させようということでございまして、津波の際の避難等々につきましては、あくまでも速やかに、早く高台、太田方面なりに避難していただくということになろうかと思っております。

それから、カーブの話でございまして、この太田・門静間道路のこういったルートがある程度いろんなルートを考えました。結果的には、結論的には現道を生かして現道のルートを改良しながら太田・門静間道路を改良していこうということです。なぜそういったルートに至ったかと言いますと、三つの案が挙がりました。

一つは、今言ったように、現道を極力使うルートでございまして、これは急カーブ、いわゆる先ほどのアールの部分を半径15メートル程度で上ってますけれども、それを半径30メートル、いわゆる緩やかなカーブで上らそうと。やはりルート選定に当たっては、経済性だとか用地の処理のことを検討しながら、基本的には、結果的には現道活用ルートで検討してはいますが、結論的にそういうことになりましたけれども、今の現状の道路からいきますと、カーブがきついだとか、舗装のねじれをカーブがきついため抜けて、毎年度舗装の補修をしたりしてきてるわけでございまして、そのきついカーブを15メートルの半径にしようとする。15メートルの緩やかなカーブにするためには、山側を切り込む、それから谷川を擁壁なりで広げていくということで、緩やかなカーブを形成していこうということでございまして、そのためには、沢のほうに張り出すためには擁壁なども築造しなければなりませんけれども、そういったことで現道ルートをそういうことで考えました。

もう二つございまして、山の上から太田のほうから下ってきますと、太田2号道路がございまして、太田2号道路から今いわゆる石山の横を真っ直ぐ通りまして、沢の中を通りまして、今の橋のところまでおりてくるルートを考えました。太田2号道路の高さが90メートルございまして、それから、石山の取り付けの部分の高さが6メートルでございまして、いわゆる84メートルの高低差がございまして、縦覧勾配は今の切り土とは6%程度以下にしたいということで、6%に計画しますと、この延長が1,400メートルになりまして、必要になると、1,400メートルをやっていくためには太田2号道路から縦断的にいくと30メートルほど切り土しなければならない部分も出てくる。それから、大規模な土工事で法面工事が必要となって、簡単に言うと、恐らく今の概算金額出していきました。現予算よりも3億円以上多く事業料がかかると。それに増していわゆる事業の量も増えるだろうということでございまして。

それから、もう1点として、3点目として、今あるS字カーブを避けた付近から、ちょうど太田からずっと直線的に下りてきてS字カーブに差しかかるところで、いわゆる橋を越えた衛生センターのところまで真っ直ぐ、そこから近づけようと、川を越えて。いわゆるカーブを極力避けたルート選定で、カーブの手前から高さこの辺が調整しまして41メートルございまして、それから、衛生センター付近で高さが4メートルございまして、その間を6%の勾配で結んでいくと、現地盤より石山のあるところで15メートルの高さに折れるんです。いわゆるずっと高架橋をつくって下りてくるというプランを立ててみました。その場合は、さらに事業料として6億円以上の予算がかかるだろうということに

なりました。その三つのルートを考えてとき、やはり経済的、それから今恐らく走りにくいということを解消しながら、何とか早い時期に完成も踏まえて考えたときに、現道ルートそのS字の部分等を緩やかなカーブで形成して施行していくということがベターではないかということで、この太田・門静間道路に関しましては、そういった手法でやっていきたいということで考えてございます。

それから、切り土で日が当たらないということは、これは適宜これから設計が進んでいくわけですので、その辺の状況を踏まえながら設計に加味していきたいということで考えてございます。

それから国道の出口、現道の出口でございますけれども、今考えているのは、少しでも厚岸側に変更になる工区分、いわゆる今は国道の橋の途中でございます、取付道路が。その道路設計をする上で、交差点間隔だとか見通しなど問題がございまして、現在の取りつけ箇所から厚岸側に40数メートル行ったところに門静の2号道路がございましてけれども、そちらに移動したいと、今の中では考えております。というのは、いわゆる先ほど言ったように跨線橋の途中、それから釧路側から来れば、まだ坂の途中にその取りつけがあるために見通しが悪いと、縦断的にも坂となっていると。私も二度、三度現地へ行きまして、実際に今の現道からの出てくるところ、それから、今回今考えているところ、実際に走ってみました。やはりそういった坂の途中、それから橋からの途中ということで、釧路側から来た車に対しても、車自体ももう少し厚岸側にあったほうがベターだろうと。それから、先ほど委員おっしゃったように40メートル厚岸側に寄ったとしても、苦多に入っていく道路、右折車が今度いるとしても、その部分は見通しもききまずし、交わしていけるということで、見させていただきました。

ただ、我々はそういうふうを考えてますけれども、あくまでも交通安全上な問題でございますので、それにつきましては警察や公安委員会、それから国道を管理する開発とも協議して、その取りつけ位置の部分につきましても、この先協議してまいりたいということでございます。

そこの取りつけの位置の部分については、この間までは私有地でございますので、その方につきましては一応打診はしております。一定程度の了解は得ております。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 わかりました。まず、大体私の調べた部分もありますけれども、これで終わります。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。
5番、中川委員。

●中川委員 2目の道路新設改良費の250ページの桜通り整備事業で、質問させていただきましても、委員長、すいませんが本町の道路の関係ですね、ここしかありませんので、ちょっとはみ出ますけれども、質問を許していただきたいなと思いますが、よろしくをお願いします。

ここで、課長、ちょっと確認させてもらいますけれども。この桜通り整備事業、去年23年、そして24年、新年度ですね、2年計画のこれ整備道路で、去年は道道から奔渡公住の入り口、それから、今年、新年度はその入り口から、心和園にいる秋田係長さんの家のほうまで行かれるわけですか、これまず確認。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今、委員おっしゃったように、桜通りの改良でございますけれども、今年度は今まだ施工中でございますが、道道から公営住宅の入り口まで施工して、残りあと610メートルでございますけれども、先ほど委員がおっしゃった、ちょうど昔の桜ストア、右側に桜ストアのその角まででございます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 そうですか。私、今、あそこ何て言うんだらう、秋田さんのところと聞いてたんですけれども、かなり距離が短いですね。それであれば、それではないと思うんですけれども。そして、それ以降は予算、近い将来、またそれから小学校側に延びる計画は持ってないのでしょうか。すぐ来年、25年にやれというのでなくても、それから今、桜ストアの前で終わって、それで将来もないんですね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今回の桜通りの整備でございますけれども、23年、24年度で事業を遂行しようということで、今、委員おっしゃいました学校側のほうは、歩道付近が3.5メートルございますので、今回の桜通りの整備というのは歩道の拡幅をやりましょうということで、3.5メートルを極力確保しましょうという工事でございますので、先ほど言いました部分までの事業でございます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 そうすると、今課長の答弁ですと主に歩道、だけど車道もちよされるんですね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 当然、歩道をいじるもんですから、車道等々の縁石もいじるもんですから、車道も含めてオーバーレイで改良しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 奔渡、梅香町の境といいますと、ちょうど町長住宅のあたりが奔渡と梅香町になるのかなと思うんですけども。実は、課長、本題はこれからなんですけれども、去年の何月だったでしょうか、梅香町自治会の役員さんが私のところに見えられて、23年、そして24年を今課長が説明してくれたように工事をやるそうだと。そこでお願いがあるんですけども、そこが物すごく何か、私そこに住んでないからわかりませんが、乗用が1台通っても、かなり振動があるんだそうですね。それで工事をやる際に調査をしていただけないかという要望がありまして、当時は課長はまだおられませんが、副町長が課長兼務でやられている時期でして、そして、すぐデスク回りで補佐のところに要望に行った。それで、その引き継ぎというか、そのことをまずお聞きしたいんですけども、その調査をやっているのか、やれないかなんですね。梅香町自治会の要望で、距離は桜ストアまでなんだろうけれども、かなり揺れる、振動すると言うのですよね。だから、恐らく道路をいじるんでしょうから、その際に、どうして揺れるのか、振動するのか調査をしていただきたいという要望がありまして、私、即、今くどういようですけども、課長がおられませんが副町長が課長兼務でしたんですけども、お願いで帰ったものですから、それで、ちょうどこの桜通り整備事業が新年度始まるもんですから、やっていただけるのか、いやいや、できないよって言われるのか、その辺まずお聞きをしたいなと思ってます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、振動の件ということで、申しわけないですけども、私、それを聞くのがこの場で初めてでございます。本当に委員、私が建設課に来る前にそういったお話をされているということで、確認もとりましたけれども、その辺の申し渡しが私の不徳のいたすところで受けていません。ただ、そういった揺れると、車が通るたびに揺れるんだということでございますので、こういった形で調査できるかはわかりませんが、今後そういうことも踏まえて、揺れるの原因というのですか、許容範囲というのですか、それも含めて検討してまいりたいなと考えます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 ひとつ、よろしくお聞きしたいんですけども。

それから、今委員長にお願いして、もう一つ質問させていただくのは、場所は委員の皆様にもご理解をいただくたびに、私から説明させていただいてますけれども、若竹町なんです。若竹町ですけども、大橋を渡って真っ直ぐ行きますと、田畑商店がありま

す。この信号を右に曲がりましたら、左手のほうにセイコーマートがあるんですけども、それをセイコーマートを左に見て真っ直ぐ海のほうに向かっていきますと、町道がありまして、町道を横断して、そこももちろん町道ですけども、そこが私も測ったことないんですけども、50メートルあるかないかなんですけども。これがまたこんなこと言ったら、お叱り受けるかもしれませんけれども、うちの組合の昆布倉庫の脇に合同庁舎があるんですよ。その合同庁舎に水産普及所が入っているんです。阿部課長あたりはよくおわかりだと思えるんですけども。そこの公宅があるんですよ。そこの公宅が今もう何年も前から町道が舗装化で道路もきちっとしているんですけども、公宅を建てるのにかなり高く盛っているんですよ。盛って建てているものですから、今、私がこれから質問するところが、穴みたくなりまして、雨水でも何でも、もちろん水は高いところから低いところに流れるのはこれ決まりでしょうけれども、いつも4、50メートルしかない道路が、水浸しから、これから雪解けになりますと、もちろんそうなんです。それで私も用地系のほうに、道路系のほうに来まして、春先とか採石を入れてもらっています。それで、何とかかんとかやっているんですけども、その4、50メートル先の突き当たりに1軒漁師の家があるものですから、その採石を入れますと、だんだん道路が高くなってその家が低くなるんですよ。それで、もう3年も4年も前から、周辺から中川さん、町道にしてほしいなあという要望があったんですけども、生意気なんですけれども、町民にもうちちょっと我慢しようよということで、我慢させてきましたし、それからまた4、50メートル行ったら、1軒家にぶつかるんですけども、その脇に私道があるんですよ、私道が。そこに建築屋の細工場もありまして、物すごいその道路が激しいんですよ。それでもう採石敷いてもらっても、すぐその採石が飛んでしまったり、また土が柔くなるものですから、埋まってしまったり、あれ大変なんですよ。それで、私も3、4年ぐらいも漁民というか周辺の人方に我慢しようね、採石敷くからそれで我慢しようねってと言って、やらせてきたもんですから、もう余り入れるとぶつかった家も埋まってしまうような感じですし、低くなっちゃう感じですし、何とか雪解け水だとか雨水を吸収してくれる排水管を入れた道路を、新設というか、やっていただけないかなと。どうしても予算の関係で私も我慢させてきましたから、どうしてもその舗装までというのであれば、その高いほうから高いほうに水を受けてくれる排水管でも先に入れてもらって、そうすると採石敷いてもらえば、そう道路も傷まないかなというふうな感じしているもんですから、ここで質問させていただいたわけです。どうか、ひとつ私の意のあるところを酌みとっていただいて、できれば4、50メートルぐらいですし、道路の新設もお願いしたいと、こういう質問でございますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今、委員おっしゃった町道でございますけれども、田畑さんから真っ直ぐ漁港のほうに下がってきたところということで、若竹町道路から、またさらに下がった部分でございます。私も小さいころはその辺に住んでいましたので、その辺の状況は地理的なものはわかってございます。委員50メートルほどと言ってましたけれ

ども、35メートルかと思います。確かにあの部分につきましては、先ほど言われてた道路の横の建物の敷地が高くで、雨が降ると道路に水が溜まったりするというので、うちの道路維持のほうからも、中川委員さんのほうからそういったことで、毎年いろんなご指導をしてくれというお話は聞いておりましたので、今把握できます。

町道管理としまして、あの辺その奥にも民家、私道も含めて、いろんな細工場も含めてございます。何とか、舗装するしないは、すぐ現況できませんけれども、排水につきまして、今ちょっとまだまだこういう状況でしばれている状況で、雪もございますので、暖かくなった段階で一度測量をさせていただいて、排水勾配がどういうふうにとれるかと、いわゆる縦断的に若竹町側が低くて、逆に漁港側奥のほうが高いと、真っ直ぐ縦断的に若竹のほうに排水勾配を持ってこれます。そうすると、いろんなお金の問題もございまして、維持修繕の中で、もしできるとすれば、早い時期に来年だとか、再来年だとかという状況でなくて、新年度にはそういったことで排水をまず整備することも、またいろんな段取りを考えなければなりませんけれども、まだお約束はできませんけれども、考えていけることができるかなということで、何とか春先にその辺の状況を、まず調査させていただいて、いつできる、見通しはどうだろうということも踏まえまして、ご相談させていただきたいなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、課長のほうから意のあるところを酌んでいただいて、この雪解けですね、5月頃になるかどうかわかりませんが、やっていただけると予算の関係もあるので、どのぐらいまでやれるか、今答弁いただきまして、私も本当に安心したんですけれども、だから、さっきも言いましたように、3、4年、住民の人方に我慢させておきましたので、私も皆さんに、この春で、この議会に頑張ってやってもらいますと言って、皆さんに宣言した感じもありまして、今、課長から答弁いただいて、本当にありがたいと思っております。ひとつよろしく願いします。終わります。

●委員長（佐藤委員） 答弁はいいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目除雪対策費。

3項河川費、1目河川総務費。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3目下水道費。

5項公園費、1目高齢者絵管理費。

6項住宅費、1目建築総務費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 住宅耐震改修工事補助総額で60万円、さっきの補正予算でこれ全額削除しているわけですね。それで、その中での議論だったと思いますけれども、副町長がこの事業について今後検討したいと。それから、今回の町長の執行方針の中にも、リフォーム支援の検討を進めてまいりますというふうにおっしゃっているわけですが、今後この事業なんですけれども、これはこれでやっぱり必要な事業ではないのかなというふうに思うんですけれども、今回執行方針で言われているリフォーム支援も含めて、ぜひ有効に利用できる、あるいは効果が上がる事業展開もしていただきたいなというふうに考えているんですけれども、そのあたり今後の見通しも含めて、説明をしていただきたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

住宅耐震改修工事補助金、先週の補正の中でも補助金の使途がないということで、述べさせていただいたんですけれども、この住宅の耐震化につきましては、私どもは必要というふうに考えてございます。当然耐震化を図るべきだということでございます。ただ、それが一向に進んでいかないということにつきましては、やはりなかなか金額の問題、それから自分のところが地震で倒れるわけがないだろうというような、国の機関でのまちづくり事業に対する評価で、アンケート調査で展開して、その結果で明らかになりました。ただ、そういう状況を踏まえて倒壊するわけがないだろうと、それから費用がどのぐらいかかるのかわからない、だれに相談すればいいんだろうかというふうなことが、三つのポイントということでございます。

そういったことを踏まえて、私ども町としましては、私どもに相談してほしいということで、相談窓口も含めて、広報も含めて展開、PRはしておりますけれども、結局は耐震化の補助金を使うまでには至らなかったということでございます。

そういったことで、何をやればそういうことが促進できるかなということで、考えさせていただきました。やはり前、委員も含めましてリフォーム事業ということを支援するというのを考えたかどうかということで、ご提言いただいております。私どもも住宅のリフォームをすることによって、この住宅の耐震化もあわせて促進が少しでもできるんじゃないとか、いわゆる一つの部屋、一つの外壁だけでもリフォームをすることによって、この町に長くさらに住んでいただける。それから、外壁を直す、茶の間を直すときに、いろいろな耐震化の補強もその部分だけでもやってもらえるのではないかと

か、そうしたときに、少しでも耐震化が図っていきけるのではないだろうか。

この補助事業は300万円の耐震化をやった場合に、上限で30万円という補助金でございますので、町も道も合わせて30万円でございますので、一遍に300万円かけてやっていただければ本当にありがたいことでございますけれども、そこまで至らなくても50万円の工事でも、70万円の工事でも少し在来でいえば筋交いを1本増やすなり、壁構造であれば、12ミリのボードを筋かいのかわりに入れて耐震化を図るなりということができないのではないだろうかということで、リフォームを何とか促進して支援していきたいなということで考えました。昨年からそういった提言もいただきましたので、役場内、私どもの課、それからまちづくり推進課、それから保健福祉課も含めまして協議をしている最中でございます。さらには住宅の事業者、いろんな工務店、それからいろんな職種、いわゆる簡単に言えば電気屋さん、板金屋さん、それから水洗化をする工事屋さん、いろんな業者さんに今アンケートを出しております。そのアンケート結果がまだ回収がなかなか間に合わなくて3月の前半にということで回収をしておりますけれども、まだまだ回収が全部整っておりません。その上で、厚岸のリフォーム、ここ数年の間にどのぐらいあったのか、まずその実態を調べまして、どういった需要があるのか、どういったことを希望されて皆さんがやられているのか、単純に屋根のペンキを塗っている方もいらっしゃると思います。逆に言えば、玄関をちょっと直した方もいらっしゃると思います。そういった状況を今調査してまして、需要を調査した上で、逆にどういった支援が行政、それから業界とともにできるのかを、今検討している最中でございます。そういうことでございますので、きょう、明日、すぐこういうことでやりますと言えないんですけども、早い時期にそういった支援を含めてやらせていただきたいと思いますということで、今検討している最中でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 住宅リフォームについては、道内の自治体でももうやっているところがあるんですけど、本州に行けば県がもう助成して、それにさらに市町村が独自の助成を行うということで。友好都市の村山のホームページを見てみました。そしたら、住まいをリフォームされる方に工事費の一部を支援しますというのがありまして、先着順だということになっているんですけども、補助金の予算総額に達しましたので、現段階で受け付けを中止しますとなっているんですよ。そのくらい有効に利用されているんですよ。それで、村山の場合、こうやってやっているんですけども、ちょっと北のほうの秋田の湯沢という町、釧路市のこれ姉妹都市だと思いますけれども。ここでは、子育てリフォーム助成事業というのをやっているんですよ。そして、子供の部屋をつくったり、結婚するのに夫婦2人の部屋、要するにリフォーム、あるいは台所だとか、ふろだとか、トイレだとか、子育てと言いながらも障害者がいたりするとやっぱりバリアフリーだとか、そういうのも必要になりますから、そういうものをするということに対して、助成事業をやったりだとか、こちらも今年度は受け付けも終了しましたというふうになっているんですよ。

ですから、この事業がやっぱり今どんなふうにも有効に動いているのかということ

査されて、あるいは事業をこのほかにも様々な補助だとか、貸付金だとかありますよね。そういうことに対して役場が親切にそういう相談に来られた方に対して、こういう事業を併用して利用できますよということをやっている、今、予算は耐震の改修ですけども、こういう資金を使えますよとかということと、あわせて制度を複数活用することによって、本来リフォーム改修をする人たちが使いやすい制度になっていくのではないのかなというふうに考えるんですけども、そのあたりはどういうふうに考えているのか、お願いをしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 確か昨年でしたか、住宅リフォームに関するご質問をいただいて、その後いろいろ勉強させていただいて、特に、今、厚岸町ではこの住宅の耐震化に関する補助制度、それから高齢者の住宅のリフォーム、それは介護保険とあわせた形のいわゆるバリアフリー化に関する補助の規則があります。そのほかに住宅のリフォーム制度というものをつくりあわせて、これらの住宅政策というものをちょっとリンクをして、使いやすいようにすべきであろうというご提言もいただいて、担当原課、今建設課のほうに総合的な調整をしてもらってありますが、関係する福祉課、あるいはまちづくり推進課、これらも入ってもらって、さらには民間の皆さんにもお知恵を拝借するような会議を設けさせていただいて、実は、恵庭、江別市、北広島等々で、既にこのリフォーム事業というものを立ち上げていて、一定の成果があるというようなデータも集めまして、こういうような成果がほかの都市部ですけども、あるようだということを、皆さんのほうに開示をさせていただいて、皆さんというのは、その会議に出ていただいているさまざまな関連する業者さんに参画をいただいて、じゃ、どういうふうな使い勝手のいい制度にしていくかというようなこともあわせて、今、検討・協議をさせていただいている最中でありまして。

住宅という建物だけではなくて、それに附随していろんな電気、家具、それからいろんなところに裾野の広い分野になってきますから、そういうようなことでなるべく多くの意見をお聞きをして、可能な限り使い勝手のいい制度を早いうちに立ち上げたいなど、そういうふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 どのあたりをめぐりにして、今考えておられますか。今、副町長おっしゃったように、うまくいけば裾野が広がってきますよね。部屋がきれいになったんだから、嫁に行った娘さんが、この際だから家具の一つも取り替えとしようとか、そういうこともありますよね。ですから、できればまた来年の春になってから、残念ながらという言葉は今度は聞きたくないなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、紹介しました恵庭、千歳、江別、北広島というようなところで、手法がさまざまですし、それから、関連する業界の皆さんの対応というのも、これもまたさまざまであります。今、私が把握しているのは、今、記録で挙げてもらっているものを決済でみせさせていただいている段階では、もうちょっとデータといいますか他町村の良い例を検討してということで、もうちょっと時間がかかるなど。ただし、できれば来年度の予算までに間に合うようにということになりますと、今年の11月か12月くらいまでに考え方や制度の設計というものができ上がっていないと、新年度予算には間に合いませんから、そういうようなスケジュールで進みたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目住宅管理費。

273ページになります。8款、1項消防費、1日常備消防費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 ここでお尋ねをさせていただきます。

厚岸消防署なんですけれども、所在地、釧路東部消防組合の本部の事務所でもあるわけですが、昨年の3月11日津波の被害で職員の皆さん、車も被害をこうむった方々もおられますし、先般のさきの東部消防組合のほうの一般質問にもありましたけれども、この拠点の所在地、現状のままでよいのかという質問がございました。そこで、お尋ねをさせていただくんですが、厚岸町としてその現在地でいいのかどうか、これらについて、今後検討をされているのかどうかも含めてお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 確かあの消防庁舎は49年だったと思いますが、建てられて相当老朽化も進んできているという状況と、特に、ああいう場所に位置しているということで、町長のほうからもう昨年の段階から消防庁舎の建設位置も含めて、どうすべきかということ消防のほうで考えるようにという指示を出しております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 こういう災害の後でございますけれども、本町の地形から判断していろいろ大変な物事を決めていくのにお金の問題も含めて、やはり住民の思いもあるだろうと思っておりますけれども、検討していくということでございますけれども、国のまだシミュレー

ションも出てきてない中なので、一朝一夕にはいかないと思うんですけども、今後やはりこの問題についても、厚岸町として一つの方向性をしっかり示していただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） そういう町長のほうから、東部消防組合に対して指示を出しておりますから、東部消防組合のほうで一定の考え方なり何なりをまとめた段階で、その時期ですとか、場所等も含めて、検討を進めたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目災害対策費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 何回か今回の議会でも議論の対象になっていきますので、簡単にポイント絞って申し上げますが、まず1点目は、とにかく早く最寄りの高台へ避難してくれというのが、すべてなんだという意味で町長もおっしゃっている。とにかく生き延びてくれと、これが津波対策の第一のことだと、私もそのように思います。

それで、避難する場所なんですけれども、これが自動車を使わないですぐ避難することのできる場所、これはやっぱり1次避難場所と言ったほうがいいんじゃないかと。そして、例えば、一晩明けて津波が落ち着いたところで、もし住宅なんかか被害に遭ってれば、今度2次避難場所に移行する。そこではある程度の時間は暮らせるというか、というふうにやっぱり避難場所も分けていかなければならないんじゃないかと思うんですよ。ちょっと今手元にアクションプログラム忘れてきているものですから、そういうことはここに全部書いてあるよというのであれば、それで結構ですので、まず、その点を。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ご質問にお答えいたします。

今、委員おっしゃられたとおり、避難場所につきましても、今現在、津波の避難場所につきましても、1次避難場所としてとらえております。ただし、これら1次避難場所の場合でも、ネイパルですとか、あとは松葉地区集会所、これは十分2次避難場所にな

り得るだろうというふうには考えておりますけれども、その辺の住み分けにつきましても、これ何度も繰り返しになりますけれども、このたびの北海道からの新たなシミュレーションが示された後、避難場所も改めて集約も含めて考えなければならないというふうに考えておりますので、その1次避難場所、2次避難場所の住み分けを行っていきいたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 実際にそういうことを強く感じたのは私の友人で、湾月町の方がいらっしゃいまして、そういった話をしていたら、今回の津波を経験してよくわかったと。ネイパルへ行こうとして自動車で走り出したら途中でそのうち自動車の道路が、があつと冠水してきて、それで非常に恐ろしかったと、こんなことやっている暇はないわなど。彼は自分の家のすぐ近くのあのサルカ山のお社のところにも、とにかくまず上がって、その来た津波を避けなければならないよなどということをしみじみ言っていました。

だから、ネイパルを1次避難場所についていうことになって、もしみんながそんな頭になったら今回と、今回というのは去年と同じように、あの稲妻形の上がっていく道路のところに車がいっぱいになって、やっぱり自分の家が心配だからそこへとめて、後ろを見ているというようなことにもなりかねません。それで、その1次避難場所というのはこういうものということの、その場合分けですね。また、例えば病人だとか、そういう方が寝たきりのお年寄りだとか、そういう方にその1次避難場所として、その崖の上があるから行ってくださいということはできませんから、どうしても自動車で避難しなければならない人たちもいるわけです。そのあたりもまた住み分けていかなければならないだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、真栄、宮園地区の鉄道用地のフェンスの問題です。これに関しては、随分前向きな話が出てきているということも伺いました。それで、跨線橋をというお話がありました。実は私どもの自治会、駅のそばですが、そこでは、駅のそばの跨線橋があります。ところが、こういう話し合いを自治会でするびに出てくるのは、強い地震のときに、あれもつだらうかと。要するにこういう施設には、これは全く素人の不安ですけれども、そういう不安もつきまとうんですよね。だから。

それから、こういう話も聞きました。これは宮園町のある方ですが、宮園町の昔は国道、今は町道のところがあつて、線路があつて斜面があつて、上に国道があるという地形なんですけれども。これ、とにかくよじ登ればいいんだと。国道に上がると、まずそれを考えた。それで自分で実験してみた。それで、国道のガードレールからロープを垂らしてみただけです。それで、雪が降ったときにも、どうなるかなというんで、ぎゅぎゅっと引っ張ってみると、使えると言うんですね。そうするとフェンスさえぐるのか、越えるのかすれば、地震のあったときに自動車は走りませんから。そのロープを伝って、全く何も無いところではあの斜面上の難しいけれども、そのロープを伝って、山なんかでもありますよね、その鎖場なんていうのが、それと同じようにすれば、結構お年召した方なんです。おれでも上に上がったと。これを実験用として置いといたら、どうも国道の掃除かなんかをやった方が、変なものが巻きついているなんていうので、

取って持って行ってしまったらしくて、その後、人連れてって、ほら、こうできるだけと言う気になったらロープがなかったと言って、笑い話にしてみましたけれども。あの跨線橋なんていうことになるのと非常にお金もかかるし、時間もかかると思うんです。それをやるのが悪いというわけではないですよ、大いに結構なんですけれども、その前に今すぐできること、それをどうかＪＲと相談をしていただきたい。ＪＲのほうでも随分前向きに、実は、これは今大きな声じゃ言えないんだけどとまでおっしゃって、総務課長、そのＪＲ協力的だよっていうことを言うてくださったので、例えば本当の素人一案ですが、あのフェンスに切れ込みが入っていて、いざというときにそのところを切り倒すか、あるいはかけやでなぐるかすれば、そこだけはばたんと倒れると、そういうような位置を例えば100メートルに1カ所ぐらいずつつくっておいてもらえれば、普段はフェンスとしてちゃんと用をなしているけれども、非常の際はそこだけ来て倒す。全部が一体だったらとても蹴っ飛ばしたって、叩いたって、倒れるようなフェンスでありませんが、そういういざというときには、倒すことのできる弱いところをつくっておいてもらおうと。そのかわり普段そんなところをいたずらして、鉄道用地に人が入らないように、それは地域の自治会なり町なりが責任持って、そういう点も見回りますよということと言わないと、やっぱりＪＲおっかなくてできないですよ。というような今すぐできること、それをもう少し考えてはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。まず、最初の、車で避難をされる方の住み分け、これも昨年の震災以来、内部でもいろいろと話し合いをしてきております。当然にその健常者でない方々の避難となると、車も必要になってくるだろうと。その辺は十分に、ただし、そのような住み分けをする以上は、住民への周知というのにも必要になってくるだろうということも協議をしているところでございまして、秋ころまでにハザードマップをとということでお答えしてますが、これも前回のハザードマップにさらにその辺の周知も住民への周知の部分、知ってもらいたい部分、これらも加えた中で十分に検討して、それら住民のほうにわかっているように行っていきたいというふうに考えております。

あとは、ＪＲとの協議ですけれども、今、実を言いますと改めて、またＪＲのほうに協議を持ちたいということでお話をしてしております。ただし、あそこの国道の下、斜めの斜面のところはほとんどがＪＲ用地なものですから、これが北海道の本社のほうの方が来ないと協議ができないということで、今のところ長引いているところなんですけれども、そのフェンスのかわりになるもの、マンションとマンションの間の仕切りで、ちょっと蹴破れば割れるような、そういうものもこの協議の中に入っている北海道開発局釧路開発建設部の方からも、こういうものがあるよということでお示しをいただいているところでございまして、一番ＪＲが心配するところというのは、普段人がそこに入っていくことということが一番のＪＲで問題としているところですので、その不安をＪＲのほうから取り除くための手段というものを、改めてまた、他の関係機関からお知恵をおかりして、これから協議をしていきたいなというふうに考えておりますの

で、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それから最後にしますけれども、津波の高さの問題です。

ハザードマップをつくるに当たって、道から示してくる数値はこの後変わるであろうと。今は4.何メートルから10.1メートルと、10センチ刻みで言う意味がどこまであるのかとは思いますが、そういう数値が示されて、それに従って、厚岸町はハザードマップもつくったし、それから今回のアクションプログラムというのもでき上がっているけれども、この基礎数字はこの4月ぐらいに示すのではなかろうかと。そうすると当然上がるであろうというふうなところまでお聞きしました。

ところが、津波の高さって一口に言うんですけれども、細かく言うと四つかな、簡単に言うと三つありますね。波高、浸水高、遡上高と。気象庁が何メートルの津波という言い方をするときには、波高なんですよね。これは平均海面からどれだけ波が大きく、波の頂上が上がったかという話です。それから、浸水高というのは陸上に上がってきた、その水のとっぺんでか。それで、陸上に上がったとき地面からの高さを浸水深と言うんだそうです。それから、ですから、波高よりも浸水高は大分高くなるらしいんですね。これが非常に大きな問題になったのは、ご存じだと思いますけれども今回の東電の発表でした。波高と言いながら、実は浸水高を言っていたって、後からすっぱ抜かれたですね。

もう一つ、遡上高というのがあるんですよ。これは陸に上がった津波の到達地点の高さですね。これが今回40メートルを超えたわけですね。これ地形によっていろいろですし、垂直に立っているところと、だらだら坂では全然違いますよね。それで、道の発表が少なくても現在の発表は遡上高なんですよね。とすれば、やはり住民にきちっと周知をして話をするときには、こういうことを易しく、わかりやすく、気象庁のほうで言っているのは2メートル50だったとしても、遡上高でいえば15メートルになるかもしれないわけでしょう。とって、これ計算式があるわけではないですね、地形が全部違いますから。そのあたりを理解してもらわないと、津波の高さという言い方で、これマスコミなんかでも混同して言っていることがありますけれども、簡単に10メートルの津波だと言うんだけれども、波高なのか、浸水高なのか、遡上高なのか全くわからなければ、これ随分違うんですよね。そのあたりをやはりきちんと分けて、わかりやすく言っていかなければならないと思うんですが、このあたりはどうお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられたとおりでございます。津波の高さには簡単に言うと3種類ということで、今回3月11日のときに厚岸町に来た津波が2.7メートルか2.5メートルと言われてますけれども、これは今言った通常の波の高さからの高さということで、今回は気象台が後の波高で言っております。今、パネル展示の中にも、その浸水深と遡上高の違いというのは、今展示させていただいてますけれども、これも今現在22年の3月に皆さんのほうにお配りをしたハザードマップは、これは遡上高です

ので、このたび北海道が見直すと言った時点で会議が何度か開かれました。遡上高なのか浸水深なのか、波高なのかということで、ご質問もさせていただいたところです。これら3種類が示されるのかどうかということもお聞きしましたが、事務局のほうからは、なかなかその回答が返ってこなかった部分もあるんですけども、今回どういうふうな形で示されるかわかりませんが、その辺、町民の方々にわかりやすく説明できるように、ハザードマップでできればお示しをしたいなというふうに考えてますし、また、防災特集というのを年に1回、これから広報でも行っていきたいと思っておりますので、その中でも皆さんのほうにお知らせをしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 対策本部をコンキリエと厚岸中学校にというふうなことなんですけれども。現実に、もしここがだめな場合は、その先頭に立つのはきっとコンキリエになるんじゃないのかなというふうに思うんですよね。そこで消防は、そういう場合どうなるんでしょうか、消防は向こうで、役場はそっちという感じになるんでしょうか、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 基本的にそういうふうになると思います。消防を全部こっちに持ってくるということは、状況判断からして恐らくできないだろうと。考えなければならぬのは、じゃ、消防署なり消防本部の安全対策、これをどうするかと。このたびの3.11の津波の際も、消防車を初めとする資器材は全部高台に上げてしまったと。職員の車はそこまでできなくて、残念ながら被害に遭ってしまったということがありましたけれども。消防は高台に一時避難をさせたという消防のほうの指示で、全部そういうふうにさせてもらったという経緯があります。そこで大事なのが、じゃ、その役場のほうの対策本部と消防がどうやって連絡をとるかということが大事になってくる問題だと思います。実は移動系の無線、これは消防のほうの無線と私のほうの無線の周波数が違います。連絡は全くとれません。

したがって、双方の移動系の無線のやりとりをしておかないと連絡はとれないということになるかと思っております。そのようなことも考えていきたいと。今現在は、総務課の脇に消防の状況がわかる消防無線、これを設置しておりますけれども、それらのこともコンキリエのほうにも同様の施設を設備をつけないとやりとりができないと。災害対策本部長は町長になりますから、町長の必要な指示、命令等ができないということがないように連絡体制をとりたいと、そのように考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それはすごく大事なことだと思うんですよね。それで、結果的に橋がどうな

るか、行き来ができなくなるということが当然考えられますから、うまくいってこっちへみんな来てしまったけれども、今度は向こうが手薄になったというようなことでも、また困りますし、その辺についてはやはり手抜かりのないようにしていただきたいというふうに思うんですが、お願いしたいと。

それで、コンキリエのほうの資器材の設置、あるいは備蓄品の関係で、この間説明あったんですけども、あのコンキリエの建物の中で、3階部分というのは何か空洞とか何も利用されていないスペースがあるような気がするんですけども、4階部分が展望室になるのではないのかなというふうに思うんですけども、あの部分というのは利用することができないのかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 前段の部分で、私もう少し補足をさせていただきたいと思いますが、今、災害対策本部として基本的に考えているのはコンキリエ、場合によっては厚岸中学校。これまでは津波警報なり津波注意報等が出て、災害対策本部を設置することになれば、消防のほうから職員が1人、こちらの対策本部のほうに駆けつけていただいて、その方は当然消防の携帯無線も持ってきて、町長から指示が出た場合は消防の無線機を使ってそれを伝達するというやり方が可能でした。今回は衛星電話をコンキリエ、それから厚岸中学校のほうにも用意しておりますし、消防からの署員の1名ないし2名の災害対策本部への配置というのは、これは継続してやることになりますから、それらの面でも連絡系統が途切れることがないように、これまでどおり続けていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） コンキリエの3階部分、屋上展望ということになっておりますので、今回、このコンキリエを災害対策本部にする場合ですけども、4階の展望室を考えております。ただし、前にも答弁しておりますけれども、これが建物に亀裂が入ったとか、使えないといった場合については、下のほうにエアテントを張って、そこを災害対策本部にするということは、お答えしたかと思いますが、この屋上展望につきまして、何せコンキリエ自体がここは災害対策本部にもしますけれども、避難場所にもなっております。3月11日の際の避難者の数を考えますと、こういう空間部分については、避難された方が休憩というか、避難しなければならない場所としてとっておくべきではないかということで、検討をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あと、厚岸中学校なんですけれども、4階を利用すると言っていましたね。それでこういうときですから、厚岸中学校はエレベーターあるんですか、ないんですか。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 厚岸中学校にエレベーターはあります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、この避難場所と、あそこ避難場所にもなってますよね。避難場所として利用するのはどこを利用しているんですか、今。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先日、厚岸中学校の現地に行って、その災害対策本部を設置する場所、あとはそれぞれの機材を備蓄している場所、あとは食料を備蓄している場所、それぞれ現地で確認をしてまいりました。1室については災害対策本部で使わせていただいています。そのほか、空間になっている教室、これについては2室ありますけれども、こちらのほうについては避難する場所ということで考えております。また、ほかにも教室等ございますので、そちらの普通教室等も避難場所ということで考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 避難される人が避難する部屋、そこにはどういうものが設置されているんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状では毛布、それと食料、マット、このあたりで整備をしているところでございます。あとは水、当然。暖房については、今これから教育委員会のほうで、今の古くなったものを新しく変える計画もしておりますので、この辺は災害時でも使えるようなものということで考えているのかなと思いますけれども。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 厚岸中学校の避難場所の暖房でございますけれども、今現在、電気暖房でございます。それも電気暖房初期のものでございまして、現在その暖房機自体のメンテが大変で悩んでいる状況でございまして、それで暖房の改修を近々ということで、今年度その計画策定といいますか、実施設計を予算計上させていただいておりますけれども、その中では、災害時における暖房にも使えるような方式、これがどういう方式がいいのかも含めて、今回検討をさせていただくということになってございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 避難場所というか、避難所というか、それについても、それでは暖房については教育費のほうで見るということですね、そういうことでいいのかなと。

それともう一つなんですけれども、避難所はやっぱり情報がほしいですよ、避難している人たちが。去年の地震で私と室崎委員と同じところに一晚避難させていただきましたけれども、やはりテレビだとかそういうものがあれば、どうなのかなということが随時ある程度わかるわけですよ。そういうことを考えると、そういう機材もきちんと設置しておくということも大事ではないのかなと、音のない部屋で、今どうなっているのかということがわからないというのが、やっぱり逆に、また今度危ないところにみんなが出ていくことになったり、もういいんでないかということで行って見たら、そのときまた水が来てしまうというふうなことにもなったりしては困るので、映像とか情報があるような仕組みというものもつくられておくことが大事ではないのかと、そのように考えますけれども、その辺はどうなのでしょう。そんなものは必要がないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸中学校の暖房が整備されるまでの間になりますけれども、また、施設が使えなくなる場合もございますので、この後24年度に購入をさせていただくポット式のストーブ、これをどれだけ温かみがあるかわかりませんが、一応非常時として購入する予定ですので、そちらのほうに配置をしたいということで考えております。

あと、その情報手段としては、このたびの補正予算で上げさせていただきましたけれども、ポータブルラジオということで、200個購入する予定でおります。テレビに比べて不安もあるかと思えますけれども、このとりあえずポータブルラジオをそれぞれ避難場所に必要数設置をさせていただいて、その中から情報を入手していただくということになるかと思えます。あと厚岸中学校の場合であれば、通信設備も整備いたしますので、パソコン等が無事に動くのであれば、常時その避難者に対して、その中から情報を提供していくということで、考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 できればテレビの1台ぐらいは、あってもいいのではないのかなというふうに思うんですよ。最新式のが必要なのか、古いのでも利用できるのであれば、使うのかを考えていただきたいと思えます。

それともう一つお伺いしたいんですけども、それはいいですよ。海岸線等に地域でつくっているのか、町がつくったのかわかりませんが、高台に一応避難小屋みたいなところありますよね、たまにね。あそこには電気もなければトイレもないのか

な、小屋しかない。それで下に敷くものもなければ、何もないというのが何カ所あるのかわかりませんが、そういうところは今後どういうふうにしようとしているのか、ちょっとお伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回、整備計画を、それぞれの避難場所の整備計画を立てる上で各避難場所を点検をして回りました。この度、新年度の予算の中では備蓄倉庫を3カ所、それとトイレを2カ所設置するというので、新年度の予算に上げさせていただいておりますけれども、避難場所それぞれ点検していった結果、床潭神社であれば床潭の神社があって、横には物置がある。あと一つ例をとれば、高島さんの裏山のところなんですけれども、これは備蓄倉庫しかございません。今回トイレを改めて設置をするということで考えております。それぞれ点検をしていったら、それなりの建物がそれぞれにある。町の墓地ですね、有明にある、あそこであれば、今使われていない管理棟があるということですから、こちらのほうで十分用は足せれるだろうということで考えておりますし、あとは山崎土建さんのところの前のところも一応空き地も今現在では避難場所になっておりますけれども。こちらのほうは歩いていけばお寺さんが3軒ある。もう少し歩けば、上には宮園丘陵の地区集会所があるということですから、わざわざそこに備蓄庫ですとか、あとはトイレだとかを設置する必要はないだろうということで、集約をした中で、今回改めてこの備蓄庫とトイレの設置箇所を限定させていただきました。

ですから、今必要と思われるところにはトイレも設置をすることで考えておりますけれども、近くに何らかの建物があって、そちらのほうを利用することができるということであれば、そちらを利用していただくということで、検討をしたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 全部に物を配置しなくても、1点こう落ち着けば、まず避難することが大事だから避難をしていただく。そこで長引きそうだということになった場合には移動してもらるか、あるいはそういう物資等を運び込むか、そういう方法を落ち着いてやろうと。そうすれば何とかありますよと。それと始めに言ったように、今、施設はあるけれども、残念ながらこれがない、それについてはトイレだとかそういうものを設置すれば、一定時間は何とかなんと。だから、寸断されることが一番困るんですよね。だから、それを克服できれば、ある程度そういうふうにして上手にやりくりをしていこうという考えでやっていくという考えなのではないでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられたとおりの中で、最低限のとりあえず町として用意をさせていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

2目、他にございません。

3番、石澤委員。

●石澤委員 病院とか心和園のことなかですけれども。避難するとき、特に心和園なんですけれども、あの周辺に住んでいる方がすごく心配しているんですけれども、心和園にもしそういう状態になったときに、心和園の場合はどこに逃げていくのかなという、そんな感じがあるんですけれども、心和園の避難する場所といたらどこになるんですか。

●委員長（佐藤委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 心和園の場合は裏山があるんですけれども、私自身も非常に悩んでまして、この時期にそういうものが起きたら、たとえ逃げたとしても、どうするだろう、寒さに耐えられるんだろうか、いろんなことを考えなければならぬ状況です。そして、その裏山というのは保安林でもあります。そして、こういう雪解けには必ず除雪してもらわなければならない、まず不可能だということをもろもろ考えますと、今の状況では、私のほうから、こういうふうにしたい、ああいうふうにしたいという、いろいろ考えはあるんですけれども、申し上げられない部分もいっぱいあります。ですから、これから総務のほうと、またいろいろ協議しながら、何とか避難できるような状況に持っていけるように考えていきたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そういう場合に、さっき言いましたエアテントとか、そういういろんな物資なんかも相談しながら、もし、そういうものが備蓄できるのであれば、心和園のほうに備蓄するということも考えられるんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この辺につきましては、心和園だけでなく、病院もございませけれども、災害対策を進めていく中で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

279ページ。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、ございませんか。

2目事務局費。

3目教育振興費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここが一番適当なのかどうか、ちょっと私も自信がないので、もしうまくない、こっちでやれというときには、委員長、指示してください。

災害対策の話がずっと続いて、その後なんですけれども、「津波てんでんこ」という言葉が今回の大震災の後、あの地域の言葉として今非常にあっちこっちで使われています。ただ、聞いていると、安易に使っている人もいるみたいなんです。もう大津波が来たときというのは、全く人さんのことなんか考えている余裕がないと、とにかく自分だけ素早く逃げなさいと、親も兄弟も面倒見ている暇なんかありませんよと。自分さえ助かると思えばいいんだと思うぐらいで逃げないと、だめなんですよというような意味で使う人も結構いるんですよね。もしそうだとしたら、それを子供たちに私は言うことができません。こういうような中で、「津波てんでんこ」という本来の意味はと違って違うのであれば、そういうことを含めてですが、こういう大津波が来たと、そんなに時間もないと。とにかく避難しなければならぬというときには、どういうふうに考えればいいのかという基本的な考え方を厚岸町ではというか、厚岸町教育委員会ではどのように各学校を通じて、子供たちの教育をしているのか、その基本的なところを教えていただきたいと思えます。

- 委員長（佐藤委員） 指導室長。

- 指導室長（武山室長） 私のほうからご答弁させていただきます。

昨年の3月11日の震災を受けて、今年度になりまして臨時校長会議等で、学校における津波等災害が来たときの行動マニュアルということで、学校管理下における、あとは学校管理外、その学校管理外でも自宅における場合、外にいる場合等々含めまして、各学校で災害マニュアル、家庭に既に配布しております。その中で学校でうたっておりますのは、学校管理下にいる場合は、先ほどもありましたけれども、とにかく率先避難者たれ、自分が逃げることによって回りも逃げて、そして周囲も逃げさせる、そういう教育が必要だろうということで、当然学校管理下ですから学校の教師もついているわけでございます。そういう中で、とにかく率先して逃げようと。

しかし、今度学校管理外ですけれども、この場合は家族でまずは逃げる場所を決めておこうと。ここに行ったらお母さんに会える、お父さんに会える、そして、子供に会える、そういうマニュアルをしっかりと家族の間でルールをつくっておいてください。そうすることで安心して、今回の震災でも家族を探しに家に行って、そして避難所からまた戻って、不幸にも津波に飲まれたという方がいらっしゃるということで、その場合もやはり家族の約束事を信じて、あそこに行けば家族がいるんだと、そういうような取り組みをしっかりとってくださいということをやっております。

質問者がおっしゃられたとおり、実際にこういう道徳の授業をある中学校で行った場

合、「先生、その自分で逃げろ、とにかく周りのことは気にしないで逃げろというふうにも、とらえられるけれども、そうしたらおじいちゃん、おばあちゃんはどうするの、私はそんなことはできない」と、実際そういうふうに質問をした子もいるそうです。そのときに学校は弱者を置いておけとか、そういうことではない、とにかくそういう意識を持ちながら、住民がそういう意識になれば自然と弱者にも目が向いていくだろうと、そういうことを目指す防災教育としたいと、そのような形で教育委員会としても各学校のほうに指示して、そのように学校も動いているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大変にいいお話を聞かせていただきました。それで、いろいろな事例がありまして、奥尻のときにもあったわけですね。それで、そういう中でちょっと私の知り合いとか、遠い引っかけりのところでの話などもあるので、今ちょっと胸が詰まったんですが。こういう意識を子供だけじゃなく全町民が持っていくということは、非常に大事だろうと、そのように思いますので、ぜひこれは教育委員会としては、子供さんを通じて親御さんのほうにも十分そういう意識を持っていただくように、これ1回のところは3回でも5回でもそういうことを進めていただきたいと、そのように思います。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 東北のほうでもやはり親というのはそういう防災講習会、避難訓練等をやっても、やはり親のほうが大人のほうが意識が薄いというデータがあります。ですので、こういう津波に防災に強い町にするためには、やはり子供から教育をすることが非常に重要だと言われておりますので、学校、特に義務教育の場でつけさせたい力、こういうところを今後とも重点的に行っていきたくと考えております。

●委員長（佐藤委員） いいですか。3目、他にございますか。
9番、南谷委員。

●南谷委員 私も12番さんと同じような視点でお尋ねをさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

教育費のほうの運営費かなと、私思っていたんですけども、飛び飛びで同じような話というのもあるでしょうから、よろしいですね、委員長。

大変、室長から今の取り組みについて伺わせていただいたんですけども、たしか11日の日だったと思うかな、テレビを見ていましたら、私も非常に感銘をしたんですよ。その釜石の奇跡という番組が入っていたんですね。そしたら、一番私驚いたのは、奇跡ではないんだと、子供たちが、2年前からそういう訓練をしていたと、学校全体で。子供が自ら言うんですよ、釜石の実力だと言うんですよ、子供たちが。奇跡というのは想定されていることに、想定外のことがあったかという話ではないんだらうと、僕たちはきちんと普段からそういうことをやっていたんだと。だから、あれは奇跡ではないん

だ、実力なんだと言うんです。僕もびっくりしました。

そこでお尋ねするんですが、12番さんの話は十分聞けたんですけれども、学校として、とある学校では校庭に40分待機させていたと。結果、あの悲惨な結果に至ったと、50分後に津波に飲まれたと。先ほどの釜石の学校も3階建ての学校も、やはりそこにいれば助からなかった。結局山に逃げて助かったんですよね。そうしますと、町内の学校、海に面してますよ。今盛んに議論されていますけれども、避難場所の設定というものが、やはり学校の信頼たり得る学校にという部分では、従来の想定内のシミュレーションが恐らく、道なり国から来るでしょうけれども、もう一つテレビ見ていて強く思ったのは、想定を当てにしてはだめだということだったんですよね。やはり想定内、自分の住んでいるところは多分大丈夫だろうという方々が一番被害をこうむっていると。そうしますと、学校として、私が思うには、大きな津波ほど早く来るという理解をしているんです。時間が短いらろうと。そうするとやはり常に想定外を想定しなければならない。それで、何を言わんとするかといったら、子供たちに親御さんが学校に全幅の信頼を得られるような教育者としての責任というのが非常に私は問われていると思うんですよ。そういう意味で子供たちに教育もあれなんですけれども、私は学校としてどう対応していかれるのかをお伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 質問の趣旨がわかりかねるところがあるんですが。ちょっと今回の震災で我が町だけではないんですが、問題になっていたのは、例えば学校が避難をする、例えば釧路町なり、近隣のところでも4階建てなり、高い学校については、4階を避難場所にしていたと。ところが保護者が警報が解除されないのに迎えにくるというふうなことがかなり多くあって、このほうがまず一つは安全ですというのを、例えば厚岸町の場合は例えば真龍小学校の場合も学校ではなくて、コンキリエということで、僕も一緒に避難してみましたが、6分ぐらいで全員が避難できました。例えばコンキリエに来て避難してますと。今回でもそうですけれども、何時間もたってから津波が来ることがあるわけですから、だから、できれば学校が警報になるまでには安全なところにいるのでご安心くださいというふうに形で、保護者にはご案内をしているんですよ。それを無理に迎えに来て、例えば家に物をとりに帰るだとかという行為が、一番危ないんじゃないかというふうに考えてますので、ぜひそこら辺は学校のほうは子供たちの、例えば管理下においては安全を第一に考えているので、そこら辺についてぜひ町民の方にもご理解をいただいて、その避難する形についても協力していただければというふうに学校のほうに言ってますし、学校からも保護者にも先ほど言ったそれぞれの学校で保護者にお便りを出して、こういう対応を学校ではとりますということで、お話をさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと質問の仕方がまずかったかなという反省もしているんですけれども、

要は学校として、非常に責任の重い選択肢をしていかなければ、避難場所については、学校がいいのか、どうなのかと。十分検討はされていると思うんですけども、やはり先ほども言いましたように想定外、シミュレーションばかりを信じるのでなくて、その学校としての現在定めている想定している避難場所は適切なのかどうかということも、しっかり再検討をされて、本当に町民に信頼され得るような、そういう選定というものは私は必要ではないのかなと、かように考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 厚岸町の津波が想定される学校に関しましては、例えば今動いちゃいましたけれども、真龍中学校の場合にはその裏山、今回の動いたところについては白浜の高台になります。そして、厚岸小学校については厚岸中学校、床潭については神社脇ということで、想定される津波、想定外とおっしゃいましたけれども、今、想定外を想定してというのは変な話ですけども、もっと大きいのが来てもどうだというふうな中においても、まず大丈夫だということに従前より設定をしておりますし、津波の後にももちろん、23年度においてそれぞれの訓練をしましたけれども、それだけの高台に行っておりますし、一つ学校に言ったのは今回の中でも警報が順次上がっていているんですよ。結局最初、注意報が警報になり、大津波になりというふうに時間を追って上がっていくということだから、一番最初の想定でこれでいいですかということにはなりませんよと。だから、津波が来る可能性があるときには、ぜひここに避難してくださいというそういう自分たちで判断するのではなくて、そういう状況にあるときは、訓練どおりにやってくださいというふうな形でお願いをしてるということですので、私どもはこの点については、管理下においては万全であろうというふうに考えております。

●委員長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長 3目、他にございませんか。

（なし）

●委員長 なければ、3時の休憩をいたします。

再開は3時30分からといたします。

午後3時00分休憩

午後3時30分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

285ページ。

9 款、1 項、4 目教育住宅費、ございませんか。

10 番、谷口議員。

- 谷口委員 真龍小学校の教員住宅の場所なのですが、これよく見たら改修補修ですものね。床潭と真龍何をやるんですか、これ。
- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。
- 教育委員会管理課長（米内山課長） 教員住宅の改修工事でございますけれども、主に内装、それから台所周りというふうな改修が主でございます。
- 委員長（佐藤委員） 10 番、谷口議員。
- 谷口委員 築何年ぐらいの住宅ですか。
- 委員長 休憩いたします。

午後 3 時31分休憩

午後 3 時33分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。
管理課長。
- 管理課長（米内山課長） 申しわけございません。
まず、真栄町の部分でございますが、1977年築ですから、築35年たっております。
それから床潭の分でございますけれども、1984年ですので築28年経過した建物でございます。
- 委員長（佐藤委員） 10 番、谷口議員。
- 谷口委員 そうすると、これ、あと何年ぐらい使えることになるのでしょうか。
それから、学校の統廃合どんどん進んでいるんですけれども、今回共済組合、あるいは住宅供給公社の償還金それぞれあるんですが、これは閉校した学校の分はあるのでしょうか、ないのでしょうか、その辺はどうなのでしょうか。
- 管理課長（米内山課長） 今回改修させていただく住宅につきましては、当面使用していこうというふうに考えてございます。ただ、本体自体が古うございますので、断熱の関係も将来的には考えていかなければならない場合が出てくるというふうなことから、

実は前にも申し上げてございますけれども教員住宅の整備計画、これを今進めようとしてございます。これは片無去の統合も今年度終わりました、いわゆる適正配置計画が一段落するものですから、それらの適正配置計画の見直しも含めた中で、教員の推移、それから教員の意識調査、これらも含めた上で教員住宅の整備計画を今つくろうとしています。その中では、やはり古い建物をどうしていくのか、内部の改修だけ、要するにお化粧しているだけの話ですから、体自体が弱っている建物について、どこまで耐えられるかということの調査も含めながら、整備計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

それと共済と住宅供給公社の今残っている分については、統合された学校の教員住宅は含まれております。(発言する者あり)

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） この償還金には入ってませんし、これから残っている分の償還金にも含まれておりません。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 真栄町のあそこ、並んでいる教員住宅ということですよ、グラウンドの学校の脇の。それで、市街地の教員住宅も含めてなんですけれども、かなり老朽化した住宅ありますよね。それで奔渡のほうは今使わなくなったのかな、裏のほう特に。住の江のほうにもありますよね、かなり年代ものの教員住宅が。それで、それらも含めて今後計画を練り直すということなんでしょうか。

それともう一つは、閉校になった学校の教員住宅に、引き続き今住んでいる住宅もありますよね。片無去も今後どうなるのかわかりませんが、それを含めて、あれらの住宅は将来的にはどうしようとするんでしょうか。古いものは取り壊し等の対象になるんでしょうけれど、そうたっていない住宅等の利用とか、そういうものは考えているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） まず、今現在ある教員住宅でありますけれども、既に計画を立てる以前といいますか、今現在の中でも実は空き家の中で要するに改造をしても、延命ではないというような判断から、実は26個ほど解体予定というふうに考えてございます。現有の保有戸数は、今現在91戸ですから、現在本当に空き家となっているのが28戸ほどございます。そのうちの26戸は一応解体予定という中で、これの部分も含めて今回整備計画、この練り直しの中のこれの部分をしよとするものでございます。

それから、閉校後の残っている教員住宅の取り扱いでございますが、一義的にはまあほかの学校の教員が入居していただく、これが一番いいわけですがけれども、それができない場合、当然空き家というふうな状況の中では、有効利用という面からいまして、

借り手があればそのような対応をとりたいと。ただし、教員住宅のままでは教員以外の者を住ますわけにはいきませんので、これを普通財産にした中で、例えば、町営住宅に準じた住宅というふうな形の中で利用することが可能ではないかというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5目就学奨励費。

6目スクールバス管理費。

3番、石澤議員。

●石澤委員 スクールバス、片無去が閉校になって、スクールバス路線が変わってくると思うんですけれども、その路線でもっと膨らませて、太田のほうの8番と言えば話わかるのかな、その子たちも引き込んでスクールバスで通わすということが可能なのか。それから、若松に通ってくる子たちの中に、何か何メートルか何キロまで行けばスクールバス可能なんですけれども、スクールバスに乗れないという子たちがいるみたいなんですけれども、その辺の柔軟さというのはできるものなののでしょうか

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） スクールバスについてのご質問でございます。

まず、片無去線でございますけれども、実は、自治会要望の中で新路線が走ることによって余裕が出た分を今言った経路で走らせないかというようなご要望をいただいております。事務局検討したけれども、実はやはり4キロという制限がございまして、4キロを超えるものについてはスクールバスに対応可能というふうなことで考えてございますが、ただ、実際のところは3.8とか3.9とかというような部分、それから先ほど若松のほうの例も挙げられましたが、その程度のもので車両の定員が十分であれば、その辺のところは臨機応変に対応したいというふうにも考えてございますし、今回の片無去線の増便について、実はそのことは8番のほうに走らせるのは可能ではないかと。なぜかと言いますと、これは地方交通の分野にも入ってきますけれども、交通弱者と言われる人たちの足をどういうふうに確保していくかという問題につきましては、スクールバスの住民利用というものが大きく出されてございましたので、なるべくそれに沿ったふうにするためにも、太田についてもそういうふうな経路の変更が必要ではないかという観点からも考えさせていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

6目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
2項小学校費、1目学校運営費。
295ページ。2目学校管理費。
8番、竹田議員。
- 竹田委員 学校管理、2目ですよね。300ページのところ、旧片無去小中学校屋内運動場整備事業、これ旧つくのは、新年度だから学校廃校後の問題で旧つくということなのですか。
- 委員長（佐藤委員） 管理課長。
- 管理課長（米内山課長） そのとおりでございます。
- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田議員。
- 竹田委員 廃校になる部分で予算改修工事220万円ということなんでけれども、廃校になるのになぜ改修するのかというのと、内容をお聞かせ願いたいと。
- 委員長（佐藤委員） 管理課長。
- 管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。旧片無去小中学校、本年3月31日をもって閉校いたします。閉校後の校舎利用につきましては、できるだけ地域の方に利用していただくという方針は、適正配置計画からのせている事項でございます。ただ、この片無去小中学校につきましては、校舎については耐震性がないということが大きな閉校の要因でもございましたので、校舎については使える。ただし、屋内運動場、体育館については、これは利用可能ということで地域からのご要望もございました。したがって、片無去小中学校の屋内運動場を単独で使えるように改修をする。これは例えば校舎側には行けないように閉鎖する。それから設備、電気も学校全体で充電、それから給水の本管が入ってございます。それらの部分を改修して体育館単独で利用できるようにするための整備工事でございます。
- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田議員。
- 竹田委員 わかりました。
- 委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

301ページ。3目教育振興費。

12番、室崎議員。

- 室崎委員 委員長、中学校のほうまで一緒になるようなことなので、少し膨らみますけれども、お願いいたします。

要保護、準要保護というのがありますね。一度就学援助というのを小学校と中学校で見ると、小学校のほうが大きくなって、今年は、中学校のほうで割と少なくなっているような動きがありますが、これはそれぞれいろんな項目があると思います、就学援助だけではないですよ。それで、要保護、準要保護に該当する人数ですね、これがどういう推移を示しているのか、お答えいただきたいんですが。

- 委員長（佐藤委員） 管理課長。

- 管理課長（米内山課長） 要保護、準要保護の児童生徒の推移でございますけれども、新年度24年度で言いますと、まず、小学校で54人、中学校で49人になってございます。次に、本年度23年度でございますけれども、本年度で言いますと、小中で合わせて108人という数字になろうかと思っております。全体の数字で申し上げますと23年が121人、平成22年度が123人、平成21年度が135人ということで、若干少なく推移している状況でございます。

- 委員長（佐藤委員） 12、室崎議員。

- 室崎委員 確か、要保護と準要保護でももちろん基準が違いますよね。それで、要保護はともかく、準要保護のほうで、国や道のほうからの支援というか、それがなくなるか状況希薄になるかして、町の一般財源の持ち出し、そういうわけでございますからって、ポンと切るわけにはいかないの、その分を補うために一般財源を持ち出していかねばならないというような話は前に聞いているんですが、そのあたり制度そのものについて簡単に説明してください。

- 委員長（佐藤委員） 管理課長。

- 管理課長（米内山課長） ご質問者おっしゃるとおり、以前は準要保護、それから要保護についても町が補助する分についての補助ということで、国から参っておりました。ところが、今現在ですけれども、今、国からの補助というのは要保護の修学旅行費、これ以外は補助金としてはありません。そのほかについては、一般財源化という中で、交付税で措置してまますという中で国の言い分でございます。

●委員長（佐藤委員） 12、室崎議員。

●室崎委員 それでですね、こういう経済状態が続きますので、要保護、準要保護に該当する児童が、これから増えてるのかなと。それで、そういう傾向、もう20年当時から20年代の間ずっと示しているのかなと思ったら、そうでもないんですね、ここのところは。今後の予想といってもなかなか難しいでしょうけれども、そのあたり含めて動向というのはどういうふう考えているのか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） おっしゃるとおり、実は平成19年までは児童生徒数がやはり右肩下がりでも少なくなっている、受給といいますか、受けられる児童生徒の率は高くなってございます。ただ、それを上回る少子化ということの中で、実は率が減ってきているのではなかろうかというふうなところで推測しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

10、谷口議員。

●谷口委員 今の問題ですけれども、準要保護が問題ですよね。要保護は制度としてきちっとなってますから、言ってみれば、そういう低所得者の中で残念ながら網にかからない人たちを何とかしようというのが準要保護の制度ですね。それで、今、課長の説明にありましたけれども、人数は若干減ってきていますと。それで以前は減りながらも増えてたのが、今度は一緒に減っているということなんですけれども、今、いろいろ言われている生活弱者だとか、そういう人たちの子供さんたちがやっぱり就学機会をきちんと与えて、きちんとそういう体制に引き続きなっていかなければ困ると思うんですよね。それで人数が減っているけれども、率としては計算されたことはあるんでしょうか、この準要保護について、全生徒に占める割合でどのくらいで推移してきたと。何パーセントあったのが、現在は何パーセントだということはあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） 前の質問者でもお答え申し上げましたけれども、実は、平成10年度人数にして163人、率にして全生徒数に対する割合として11.24%という率でございました。先ほど言いましたように、最高の到達点に立ったときは実は生徒数956人に対して175人、19年度ですね、18.31%、これが率として最高の時期でございました。現在は23年度でいけば約15%となっております。ただ、そんなに平成10年から比べると、それでも高いというところは事実でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 この制度、先ほどから言われているように、前は国のほうでもそれなりの予算措置をしていたんですよね。ところが、今は全額町がもたなければならないというようなことになってきているということなんですけれども、これが今度はさらにこの後で議論になると思うんですけれども、中学校なんか結構今度は柔道だとか、そういうものが始まってくれば、そのときそのとき、また必要なものが出てきますよね。そういうことで、今の制度を充実することのほうが大事であって、あのときもう少しこうしてお母さんが、こういう相談をしていただければというようなことが、後で出ないようにするためには、この制度というのはすごい大事な制度だと思うんですよ。ですから、それをきちんこの制度自体をやはり本当は道、国等が一定の財源を補償するようなことに持っていくというようなことを、教育委員会等では考えているのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 北海道あるいは文部科学省に対して、町村の教育委員会連合会というところで、毎年いろいろな要望を上げているんですけれども、この手の問題については逆に言うと、地方分権の中で補助金から一般財源化をされてきた部分ですから、ですから、ここの部分についての直接の要望というのは、道教委を通して文科省のほうに上げてはいないというふうに思っております。ただ、先ほどお話になってますけれども、うちの教育委員会の考え方としては、財源が苦しいからといって、ほかの町村との支給対象の差というのがあるんですよ。というのは、生活保護を1としてみなして、1.1以上に支給する1.2以上、1.3以上と、それは町村の裁量に任せられてるところなんですけれども、厚岸町は従前から同じ率でその率をハードル高くすることないよというので、堅持しているというふうに私どもは認識しております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 厚岸、1.2ですよ、生活保護の。ですから、相当もうこの30年ぐらいはこういう形で来ているのかなというふうに思うんですけれども、ぜひそのレベルを下げないでいただきたいというふうに私は思うんですけれども。それと、もう一つお伺いしたいのは、この準要保護の子供たち、あるいは要保護の子供たちが、以前は学校給食費だとか、そういうものを納めるときに、それぞれのやり方があったみたいで、はっきり特定されるというようなことがあったんですけれども、現在はそういうことは一切ないんでしょうか。どういう方法で支給を行っているのか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） ご心配の部分でございますけれども、例えば学校給食費については、今、現在振り込みになってございますので、直接その生徒から受け取るという

ことはございませんので、この辺については大丈夫だろうと思います、ほかの支給部分についても特に問題になることはないというふうに考えております。

- 委員長（佐藤委員） 3目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3項中学校費、1目学校運営費。

307ページ。2目学校管理費。

3目教育振興費。

10番、谷口議員。

- 谷口委員 どこで聞いたらいいいのか全然わからないのでここでお伺いしますけれども。さっき言いましたけれども、中学校1、2年生でしたか、今度武術というのか武道というのか、それを中学校でやらなければならないということで、聞いて見ますと厚岸町内では1校だけが剣道で、あとは柔道を選択されるということなんですが、中学校の体育教師、中学校今何校あるのか、5校ぐらいあるんですかね。体育教師で柔道をきちんと体得しているというか、そういうことができている中学校の教員は、各学校にすべているんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 指導室長。

- 指導室長（武山室長） 私のほうからお答えいたします。

一般質問で石澤議員の質問でも答弁いたしましたけれども、町内には、先ほど言われたとおり、ただいまのところは中学校が5校ありまして柔道が3校、剣道が1校、相撲が1校で、実際にこれにつきましては平成、早いところでは17年度、遅いところでも23年度から武道は実際に県指導要領でも取り入れてきております。新年度24年度につきましては、先ほどもおっしゃられましたとおり、剣道が1校、柔道が3校となっております。

質問者の指導ができるかどうか、体育教師の問題でしたけれども、一応過去5年、もしくは2年、1年におきまして、実際に柔道の授業はその体育教師を中心に行っております。いずれも体育の免許を持っている教員が指導しております。ただし、有段者ではありません。柔道を専門にやってきている者ではありません。ですので、機会があるごとに、柔道の実技講習会等々に出かけて指導方法を学んでいるところであります。しかし、柔道は危険と言ったらちょっと言葉に問題があるんですけれども、危険なけがをしやすい競技でもあります。ですので、今現在厚岸中学校の教頭が有段者で、自身も指導者でもあると、そういう教頭先生がいらっしゃるということで、今年度におきましても、その教頭先生の指導のもとで2校ほどが授業をしております。新年度におきましても、その教頭の指導のもとで、3校とも授業を現在いる体育教師とその教頭先生とのTT複

数指導で当たっていく予定でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 教員というのは異動しますよね。それで来年もするというのは、内定しているんだなということがわかるんですけども、そうすると24年度はそれで何とかなるかもしれないけれども、その後というのは保証がないですよ。それで、この武道をやって本当に武道を教えなければならない理由というのは何なんですか。何か礼儀だとか、そういうことを子供に覚えてもらうような話に聞こえているんですけども。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） まず、最初の質問でございますけれども、おっしゃるとおり教員人事異動とかありますので、ずっと永遠にその方がいらっしゃるわけではありません。それで、先ほど来申し上げましたとおり、各学校ではいろんな実践があります。しかし、今、先ほども言いましたとおり非常に柔道にたけた方がいらっしゃるということで、その方の指導のもと1年間、2年間を積みまして、体育の免許を持っている教師であれば十分指導ができる、そういうマニュアルづくりを今年1年かけて行う予定です。いつまでたっても柔道は外部指導者がいなければできないということでは、その人事異動のたびに学校現場が困りますので、体育の免許を持っている指導者であれば安心して行える、そういうルールづくりというか、指導法を確立していくところで、今計画を練っております。

次に、武道ですけれども、武道をやる目的ということは、先ほど来ありましたけれども、まず礼儀、その武道の競技という中よりも、我が国のこういうふうな文化であるということ、勝敗を競い合うのみではなく、武道の伝統的な考え方を理解して、相手を尊重する気持ち等々の目的で、今回の改定の中でうたわれております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 先生方の、教員の問題ですけれども、やっぱり本格実施するまでに、すべての学校にそういうことがきちんとできる教員が配置することができない、そういう中で、これを進めるということは、これ厚岸の教育委員会の問題ではないですよ。やはりこれは文科省の問題であり、道教委がそれにどういうふうにかかわってきたのかということが求められていますよね。つい最近もどこかの子供が事故で亡くなったということで、道教委でしたか、訴えられていますけれども、いう問題が各地であるにもかかわらず、どうしてもやらなければならないということになると、やはり厚岸の教育委員会だって責任が問われることがないとは言えないと思うんだよね。それで、人に言わせれば、スポーツはすべて危険が伴うもんだというふうに言われていますけれども、武道についてはやっぱり本当にきちんとしたものを身につけた指導者がいない限りは、やっぱりやっではないものだというふうには私は思うんですよ。そうであれば、厚岸町の教育委

員会として、こういう問題があるよということをやっぴりきちんと国や道に上げていく、そういうことが大事だったのではないのかなというふうに思いますけれども、そのあたりではどうだったのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の武道導入に当たっては、例えば柔道を例にとりまして、受け身を中心に例えば教えなさい。一番事故が多いと言われた、例えば大外刈り、いわゆるそういうふうな技を子供たちに教えなさいというふうな形には指導要領の中にはなっていないんですよ。ですから、逆に言いますと、その指導要領にのっとって体育教師ができる範囲での武道というふうに僕たちも考えておりますし、それをある意味、子供たちが例えば遊び半分で行っているのを制止できないで、そのままなっていて事故になるということは、可能性としてありますけれども、そこは今年度道教委のほうも夏休みまでに、去年からもう始めてるんですけれども、体育教師を全員集めて、こういうふうな授業をやりなさいということで、実技講習をやっております。これはもう体育教師は必修で全員受けてくれと、体育の授業の中で武道は比較的後期に、秋から冬にかけてやる部分が多いもんですから、夏休みまでにはしっかりとした指導法、そしてどこまで学校の中で入れていくんだというの、しっかりとその中には入っておりますから、もうできるだけ危険のないようにということで、私どもも指導しておりますし、もちろん先ほど言った有段者の指導者についても、その点にももちろんその柔道の顧問とは違う意味で、授業を考えているというふう考えてますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 部活だとか同好会の人たちは、やっぱりそういうもの手順をきちんと踏みながらやっていくと思うんですよね。なるべくそういう事故、それでも事故は起きているみたいですが、そういうものでありますから、学校教育にそれを取り入れた以上は事故があってはならないんですよ。ある可能性がある授業だというのは困るんですよ。ですから、そういう指導者がこれ以上はできないと。ただ、そうは言っても今教育長おっしゃったように、受け身を中心に教えるんだと、あるいは大外刈りはやらないんだということなんですけれども、私そういう経験がないから全然あれなんですけれども、ちょっとこう揺らしただけでも脳に障害で出るだとか、そういうことがあるわけでしょう。そうすれば、やっぱりその子供たちが中学1年、2年なれば相当体は大きくなっているかもしれないけれども、まだ完全にでき上がっている体ではありませんよね。そういうものも含めて、きちんとそういう指導者は当然わかっていながらやられると思うんですけれども、その辺についてはやる以上は手抜かりがないように私はやっていただかないと、もしあったときに、実は選択を間違えたということになっては私は困ると思うんですが、そのあたりではどういうふうなお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 答弁させていただきます。

先ほど、教育長のほうからもありましたけれども、すべての技、動作を教えるものではないと。その指導者及びその集団の当然の能力差、個人差もございますので、それに合った指導をなさいと。ですので、先ほど来出てました投げ技だけではなく、つかまえて揺らしただけ、こういうことも十分脳が動くということでございます。そういう危険なところも含めまして基本動作、基本動作には座り方、立ち方、正しい組み方、受け身、受け身も後ろ受け身、横受け身、前受け身、前回り受け身、そして、崩しと体裁きという、これを基本動作というものですけれども、まずはこの基本動作、この基本動作をまず最初にしっかり教える。そこで、先ほど言った組んで揺らすですとか、そういうのを基本動作の中でしっかり教えることによって、基本的な技、あとけがにつながるようなものにならないような指導、これを先ほど言いました有段者の指導のもとにマニュアルづくりをしていって、安全で楽しい授業の実現のため、いろいろ取り組んでいきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 3目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4項、1目幼稚園費。

5項社会教育費、1目社会教育総務費。

12番、室崎議員。

●室崎委員 ここで友好都市子供交流というのが出てくるんですが、この内容について説明してください。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） 友好都市子供交流事業の関係でございますが、この事業につきましても、隔年で相互訪問、村山市と厚岸町、そういった中で今年度は村山市を平成23年度は厚岸の子供たちが、15人でございますけれども、夏休み期間中に村山市を訪れまして厚岸の村山市の子供たちと一緒に体験学習、体験したり、そういった部分で行っております。そういう事業でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

●室崎委員 わかりました。隔年で行っているんですね。

それで、委員長、ちょっと膨らむけれども勘弁してください。

実は、ちょっとこの前テレビの番組を見てて、その話をここですというのは大変失礼なんだけれども、ある道内の学校らしいんですが被災地の人たちに、どういうつてがあってどうか、それちょっとわかりませんが、自分たちで何できるだろうと思ったと。それで子供たちが一生懸命考えたんですね。その結果、こっちで勝手に決めて送っても、向こうでは迷惑かもしれないと思って問い合わせをしたんだと。そしたら、向こうの先の子供たちが、そう言ってくれることが一番うれしいんだと。物を送ってもらうことよりは、そう言ってくれることがうれしいので、何をしてほしいかと言われたら文通してくださいと言われたと。それで、今度働きかけた子供たちは、大いに反省してるというわけですよ。自分たちは物でしか考えてなかった。でも本当はそんなところに助け合うというか、そういうものはなかったんだねと言って、今度はみんなでせっせと手紙を書いていると。今、子供交流という言葉があったもんですから、ちょっとどういうものかなと思ってお聞きしたんですが、情報館の図書館バスを取りかえるときに、一部の人からこの今、更新する古いほうのも走れないわけじゃないので被災地のどこか図書館や、あるいは町に本を積んで走れるようなものに使っていただければと思って相手を探したんだけど、うまく見つからなかったと。決して下取り価格が惜しくてそうしたんじゃないやありませんという話もちらっと聞きました。それで、やっぱり被災地まで行ってボランティアをやるということをみんなにやれったって、できないですよ。それで、それぞれが自分たちの中でささやかでも何ができるだろうかということ、特に大人ももちろんなんですけれども、児童生徒が一生懸命考えるということは、これ大変いい教育効果があると思うんで、そういうこともまた教育委員会からは提唱して、各学校でいろいろとそういうことを、自分たちで考えて実現させていくと。こうしなさいではなくね、というようなことをぜひお願いするところなんです、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 各学校が被災地の児童生徒とどのようなかかわりを持っているかは、まだ把握はしていないんですけれども、今回ある中学校の教師がボランティアで実際被災地のほうに行って、従事して、その模様をパネル展にして、あとは自校で授業を行ったりとかということで、それはほかの学校にも教材として行っておりますので、今後何らかの形で被災地の子供たちと交流できるかどうか、まだはつきりわからないんですけれども、そういうような授業及び取り組みは進めていきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

317ページ。2目生涯学習推進費。

3目公民館運営費。

4目文化財保護費。

12番、室崎議員。

●室崎委員　ここで国泰寺、国指定史跡国泰寺跡整備事業というのが出てきてまして、昨年から見ると、今年は少し下がってますけれども、大分下がってますね。これがあるんですが、今年度ですね。今年度はどういうことを行って、予定どおりできたかどうか。それから、今度24年度はどんなことを行うのか、それで事業全体はいつまでかかるのか、そのあたり概略をお知らせいただきたい。

●委員長（佐藤委員）　生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長）　史跡国泰寺整備事業の関係でございますけれども、これにつきましては、委員もご存じだと思うんですが、国泰寺の山門の中の塀につきまして、いわゆる経年劣化、または地震等によりまして倒壊のおそれがあるということで、平成23年度前倒しで一部工事を行っております。また、24年度につきましても、いわゆる凍結深度の関係で、ちょっと23年度分の工事費が若干増額となりまして、そういったことで24年度一部塀をやるようになっております。それが今年度工事請負費として計上されております。

あと今後の計画でございますけれども、この国泰寺史跡整備企画につきましては、まず、この後、今現在、実は史跡整備検討委員会という組織がございます、その中で専門家でございますけれども、今、議論しております、その結果をもとに、今後の基本計画、また基本設計、そういった部分を策定しまして、そして事業を事業化する。そういった内容でございます。ただし、今年度につきましては、平成24年度の昨年やった残りの塀の工事と、あと策定委員会の経費関係、そういった分が今年度残っております。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員）　12番、室崎議員。

●室崎委員　何年か前に資料として概略の図面が示された記憶はあるんです。それで、ちょっと聞きますけれども、国泰寺の古い記録を見ると、今使われている葵の紋が打ったあそこの門というのは、正門でもなんでもない、裏門だと。当時は、あそこを出たら一面谷地ですから、それで船が着くほうですから国泰寺の庭の海側のほうですね。そちらのほうに正門があったと。その形も武家門とでもいうんですか、太い角材を鳥居型にしたものだというふうな話も伺っておりましたが、そのような形で最終的に復元していくのか、それとも現況のような形に合わせていくのか、そのあたりはまだ最終決定はしていないということですか、今検討中ということは。

●委員長（佐藤委員）　生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長）　山門及び中門につきましては、大正年代でつくった、そういった分で今現在復元修理をしております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

●室崎委員 すると差し当たって今のところの大正時代につくった、ですから、あそこに葵の紋がついている自身も、専門家に言わせるといろいろな話があるみたいですけども、それはこっちへおいて、とにかく大正からたって、もう100年近くたっているわけですよ。それはそのまま保存する、それから全体の配置というところでは何か私たちのイメージとはがらっと違ったような話が何年か前に、議会か厚文の委員会で示されたときはあったんですけども、そこらもまだ案の段階で、最終的にどうなるかということはまだまだ詰めがいるというふうに、こっちは考えておけばいいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） あれは平成17年ぐらい前に案を策定委員会で作っていただいて、それを提示させていただきました。ただ、正直申し上げまして非常に案が大きくて、いわゆる水産高校のほうにも実はいろいろなものがあって、それも含めた形で国泰寺跡として整備してはどうかというような案だったものですから、民地から道の用地から、とてもじゃないけれども、この計画は難しんじゃないかというふうなものでした。それを受けて、このままでは整備できないという中で、もっと現実的な案をぜひつくっていただきたいという中で、今回お話をさせていただいておりますので、概略については、大分固まってきておりまして来年度、平成24年度中には答申されて、それに基づいたものを町としては、私も町長部局と協議をさせていただいて、そこで認知をいただく中で、次の計画に進みたいというふうな内容でありますので、前に見ていただいた計画から見ると、非常にコンパクトな形で、また、その実際に国泰寺跡というのが今のいわゆる庭園の中なんですよね。庭園の中に昔の国泰寺があったということなので、そこをどこまで庭園の中に表示するかという問題も今委員会の中で問題になって、今の庭園を損なうようなものを、まさかそこに地図を書いて、ここに国泰寺がありましたというわけにはいかないでしょうと。くいが見つかっておりますので、大体の位置関係については、再現することができるんですけども、それについては例えば表示板を置いて、ここに一番最初の国泰寺はあったんですよというような表示にするですとか、幾つかの案も出されておりますので、近い時間帯の中でお見せすることができるのではないかなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

●室崎委員 わかりました。きちんとしたものが出てくるのをお待ちしております。

それで、もう1点だけお聞きしておきますが、国泰寺境内の中に現在コンクリートづくりの郷土館という建物が建ってますよね。これもそういう整備やいろいろな絡みで、あそこにそういうものを置いていいのかどうかというような話も出てくるんじゃないかというふうな話も聞いてたんですが、このあたりはどのような形に進んでいくんでしょうか。

うか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 整備計画の中ではガイダンス施設というものが認められております。ただ、ガイダンス施設というのは、当然のことながら国泰寺跡の史跡の内容を説明するものであって、現在置いているようなそれ以外の、例えば屯田兵のものがあるとかということにはならない。

ですから、今計画の中で、それともう一つは、現状よりも大きくするというところは難しいというところもありまして、今の大きさとそんなに大きくは変わらないけれども、委員会の中では、ガイダンス施設等の中で、その国泰寺どういうものであったかというのを来ていただいて、ああ、わかるというふうなものが必要であろうというふうな形で進めております。

●委員長（佐藤委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

325ページ。5目博物館運営費。

12番、室崎議員。

●室崎委員 今の話の続きになるんですが、こちらであとはやったほうがいいと思いましたが、今の教育長のお話の中にも出てたんですが、厚岸町には博物館施設というか、博物館的施設というか、それは人によっていろいろでしょうが、三つありますよね。太田屯田開拓記念館、海事記念館、そして国泰寺の前の郷土館ですね。それぞれやっぱり役割が違うと思うんですよ。ところが歴史的経緯もあって、国泰寺の前の郷土館は一番古いんです、ぐんと古いですね、ほかの二つに比べると。それで、一つしかなかったものから、そこには今言ったように、太田開拓の歴史を物語るようなものも入っているわけです。前にも議会で何人かの方がこのことには触れてるんですよ。やはり、今言った史跡国泰寺整備というような問題も出てきますから、そうするとやはりそれぞれの役割に応じた展示ということで、こっちにもあの関係がちょこっとあって、こっちにもあの関係のものがちょびりあってというのは、やはりうまくないんじゃないかと。それで、郷土館がある時期は全町全部のものを持ってなきゃならなかったから、けども、今は例えば太田に関するものならば太田屯田開拓記念館というのがあるんだから、郷土館に置く使命は終わったというふう考えていいんじゃないかと。そろそろそういう展示物の整理といいますか、すみ分けといいますか、それを進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 太田関係が直接というのではないんですけれども、いわゆる生活品の類については、まだ郷土館に置いているというふうな形だと思います。私どもも、やはり太田屯田は太田屯田としてその子孫の方が、わざわざ東京のほうからお見えになって感動して帰られるというふうなこともありますから、その地にあるのが望ましいし、そういうふうな形で整理していくべきだろうというふうに思います。

今お話ししましたけれども、ガイダンス施設としてぜひ私はどもは、国泰寺跡の部分については特化をしていきたい。そして、それは今度の出される計画の中でガイダンス施設の内容が納得のできる、ああ、これならわかるというふうなものとして示されたときに、衣替えを当然していくというふう考えますから、そのときに今の部分についても太田の収蔵庫二つも含めて、それぞれに見合う展示物を置くべきだというのは、当然私どももそのように考えております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

- 室崎委員 それから、前に私、これ言った記憶があるんですが、三つある施設、そこに行って陳列物を見ない限り何があるのかわからないというのでは、うまくないだろうと。それで全部データ化というんですか、それをして、そして情報館を含めて4館どこでも検索ができるというようなシステムをつくっていくことが大事であろうと。特に、冬場になりますと館の中には、通年じゃなくて閉鎖するところもありますよね。ちょっと太田ばかり例にとって悪いんですけれども、太田の自分のおじいさんなり、曾おじいさんは第何駐隊であったというような方が、やっとわかって、根室に行って、根室にわからなくて厚岸へ来たなんていう人に私会ったこともあります。屯田開拓記念館に行ったら、冬期閉鎖ですということになったときにでも、例えば情報館に来れば写真でなら全部見れますと。こういうものがあるんですというふうに全部データ化をして持っているということは、やっぱり博物館としての大きな博物館ではなくて、厚岸町の場合には小さいのが三つあるわけですよ。だから、それを有機的に連携させることによってぐんと大きくなるわけですよ。そういうことが非常に必要でないかと思うんですけれども、その何年か前に言ったときも、その作業をどんどん進めてますというような力強いご答弁をいただいているんですが、現在完全に完成して、そのように動いているんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 海事記念館館長。

- 海事記念館館長（林館長） 今、言われたことは、資料の台帳の整理のことだというふうに理解させていただきます。今、資料の台帳の整理というのは鋭意進めておりますが、23年度にやったものは史跡国泰寺とか、そういうものに関する台帳の整備23件、7冊分やりましたけれども、それをまずデータ化というところで、まだ進んでおりません。ただ、以前ご説明しましたように、ビジュアルデータというのがまだそろっておりませんが、台帳そのものの全体のデータに落とす作業というのは、私どものほうで今のところ

は進んではおりません。ただ、それを今ビジュアルデータがございませんので、そちらのほうのデータをまず一生懸命そろえているという状況でございますが、なかなか遅々として進んでないというのが状況でございますが、何年かかってもやっていかなければならない。それを以前にうちのほうに海事に来られたときに、委員もおっしゃっておられましたけれども、情報館とかそういったところで見られるようにするべきじゃないかということで、一部のデータにつきましては、情報館のほうとリンクさせていただいておりますので、見れますけれども、まだ全体といものにはなっていないのが現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

●室崎委員 何年か前に議会で聞いたときも何か同じような答弁だった気がするんですね、鋭意努力しておりますと。これ、今何年かかってもやろうと思えますと言うんですけども、そういうような気の遠くなるような長い時間を必要とする作業なんですか。何年ぐらいには、もうここまでこうやって、こうしますというような計画はないんですか。

●委員長（佐藤委員） 海事記念館館長。

●海事記念館館長（林館長） 以前の議会の中でもお答えさせていただいた経緯ございませぬけれども、資料が50年かかって集めたもので、当時の写真のデータとか台帳が非常に不備な状況でございますが、それと物を突合するという作業が非常に困難を極めているというのが現状でございますので、それを今担当学芸員のほうで進めておりますけれども、なかなかちょっと厳しい作業工程の中でやっておりますので、何年たったらできるかということについては、ちょっとお答えできないのが心苦しいところではございますが、進めておるということだけはご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6目情報館運営費。

12番、室崎議員。

●室崎委員 この目の一番最後のところの説明欄に、ブックスタートというのが載っておりますけれども、ブックスタートの予算は子供の数に比例するのではないかと。それで、大分減ってきているのではないかという気はするんですけれども、このブックスタート事業の内容と、それから数値であらわすことは不可能でしょうけれども、このブックスタートという事業を行ったことによって、どういう成果が上がってきているかというこ

とについてご説明いただきたい。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ブックスタート事業の概要についてお知らせいたします。

これはブックスタートパックとあって、絵本を入れる布の袋と絵本2冊を用意して、これを健診のときに、まず実践として赤ちゃんに図書館の人間とボランティアの方が読み聞かせをします。その中で非常に赤ちゃんたちが、僕も実際に行ってみたことあるんですけども、非常に絵本に関心を示すということで、お母さんたちもこんなに、子供もしゃべらないのに、絵本に関心を示すんですねということで、まずは、その絵本が赤ちゃんとお母さんとのコミュニケーションの一つの道具であるということ認識していただくということです。そして、プレゼントするその絵本というものを、まず読んでいただくことと、読むというのは読み聞かせをしてくださいということで、読んでいただくことと、それをきっかけとしてその絵本のバッグを持って、ぜひ情報館のほうに通ってきてお子さんに読み聞かせをする絵本はたくさん用意しておりますので、ぜひ定期的にお子さんに読み聞かせをしてやってくださいというふうなことを進めるというのが、この事業の趣旨です。一応今年については1,700円、1人分の80セットを用意しております、これはもう人数が減ってきていることはやむを得ないことですので、今年の実業についてはこの予算額という内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎議員。

●室崎委員 わかりました。それでブックスタートからちょっと膨らむんですけども。そうすると、いわばブックスタートというのは人生の始めですよ。お母さんにとってもブックスタートとだという意味ではちょっと意味が違うかもしれないけれども、いわば始まりの部分です。1日にたとえば日の出でしょう。そうすると日の入り、要するにお年寄り相手に読み聞かせをするということが、非常に元気をつける。今、回想法とかと言って、お年寄りが若いときに使ったものを目の前に置いて、そして、おばあちゃんあんた若いころこういう仕事したときに、こんなの使ったんですかと、ああ使ったよって、どういうふうに使ったんですかとか、これも専門的に非常に技術が必要ですけども。そうするとお年寄りの目が生き生きしてくるという話がある。と同じように、もちろん子供に対する読み聞かせの本をやるわけじゃないんだけど、お年寄りにたいしての、そういう働きかけというのが実は非常に大事なんだというような話も聞いているんですが、情報館ではそういう関係の実業は何かやっているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） ただいまのお年寄りのための読み聞かせの関係でございますけれども、社会福祉協議会主催の元気いきいき事業と、また、私どもが主催の高齢者生きがい大学の中で、これは年2回ぐらいやっているんですけども、情報館で絵本の

読み聞かせや紙芝居等や、また映画鑑賞をしまして、その情報館の職員が読み聞かせをやっているんですけども、そういった中でお年寄りの部分の支援をしております。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 補足させていただきますけれども、情報館直接の職員ではないんですが、情報館を使っただけの読み聞かせサークルの民間の団体の方が心和園に定期的に行って、読み聞かせの時間を持っているというふう聞いております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。6目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

335ページになります。

2 目社会体育費。

12番、室崎議員。

●室崎委員 今年には障害者のスポーツ大会があるというふうな話も聞いてますが、ここでちょっとお聞きしたいんですが、理想から言いますと、障害のある人とない人が同じレベルになると。障害のある人がハンディにならないで競技ができるようなスポーツがあれば一番いいんですよね。そういうようなものの一つに、今、シットバレーというのがありまして、お尻を地面から放してボールを扱ってはいけないというルールでバレーボールをやるんですね。これはシットバレーの全国大会があるらしくて、そこで優勝したチームとバレーボールの全日本のチームがシットバレーをやったら、その障害者チームのほうが勝っちゃったんですよ。それで、そのときのコメントに、日本のオリンピックに出ていくチームのキャプテンが、何としても来年は自分たちがリベンジすると、大変悔しいというコメントを出したんですよ。あれ私見て感動しました。今、何言いたいかと言うと、厚岸町でもそこまで高度なことをやれと言うのではなくて、障害者の人たちがそれぞれの障害者と言われる人は、みんな個性が大きくありますから、健常者と違って一概にこうというものは言えないんですけども、障害者の人たちでも楽しめるスポーツというものを、やはりこれは町のほうで主導していただかないと、なかなかできないんじゃないかと思うので、そういう点を研究していただきたい。

それから、厚岸町にある民間のこれは病院附属団体と言ったらいいのかな、そここのころでは、ボッチャとかいう私も余り詳しくないんですけども、お年寄りや障害者の方が割と楽しめるような競技を行っているというような話も、ちらちら聞こえるので、既にそういうようなところにはそういうほうの結構詳しい方がいるんじゃないかと思う。そういう民間の力もどんどん入れて、ぜひその何年に一遍か行われる北海道障害者スポーツ大会がこの町でありました。それだけが厚岸町の障害者とスポーツの関係ですというの

でなくて、日常楽しめるようなものをどこかにつくっていくということを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 正直言いまして、今、厚岸町の中で障害のある方がどのようなスポーツに取り組んで、どこでというのが把握しておりません。確かに言われたとおり、健常者と、あるいは障害者が一緒になってスポーツできれば一番いいと思うんですけども、そういった意味では、今後保健福祉課のほうとも協議させていただきながら、厚岸町でどのような方がスポーツを楽しんでおられるのか、あるいは何ができるのか、どういう方向で持っていけばいいのか少し検討させていただきたいと、こういうふうに思います。

それと、ボッチャの話されましたけれども、これは民間病院のやっているものだと思うんですけども、今、生涯スポーツの関係でもお話ししました、ここの民間の病院の理学療法士さんの方々が、そういう勉強会を開いてますので、そこで連絡をとりながら、そこの方々できる部分、僕らが持っている、それでできる部分、それらを含めてお互いにやっていこうという、今段階でいろいろな情報交換をしている段階です。ですから、これらをちょっと把握してませんでしたけれども、聞いてみて、どのような内容なのか、僕らがどういう形で参加していけるのか、取り入れていけるのかということも検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目温水プール運営費。
9番、南谷議員。

●南谷委員 9款、6項、3目、ここで温水プールの運営費で、プールの利用状況についてお尋ねをさせていただきます。

入館者数の資料をいただきました。この資料なんですが、一番下、施設利用者数、プールの欄ですが、21年度は9,662人、22年度1万606人、23年度が9,407人、大体同じぐらいの推移なんですよね。有料のほうで一般のところを見ていただきたいんですが、21年度197人、22年でも159人、そして23年度90人と、有料のほうは下がっているんですけども、無料の一般のほうは増えていると、大体努力をされているのではないのかなと、総じて私なりに、この入館状況を分析させていただいたんですけども、各種学校のほうの水泳教室等の努力を回数を重ねておられるので、ところが一般の方々には若干落ちているのかなと、入館していただける利用者数というのですか。この施設は本年度も金額にして繰入額が1,800万円ほどこの運営に投入されていると、毎年のぐらい入れているんですよ。ただ、過去に復旧の関係で21年には1,100万円ほど暖房設備のボイラーの更新、温

水プールの加温のための。さらには、22年度には天井の改修で1,300万円投入してきてます。投入しているからどうのこうのということではないんですよ。そのように温水プールの担当者の皆さん含めて一生懸命運営をされていると思っていますんですよ。私が申したいのは、これだけの経費もかかって厚岸町として海の近くに住んでいる町として、温水プールを十分に活用していただきたい。そのためには子供たちには一生懸命努力をされてるんですけども、イベントのほう、2枚目のほうを見ていただければプールの講習会、これらが多いですよ、水泳教室ばかりなんです、実際のところ、やっている事業が。もう少し、これは私が言ったからやれるはということではなくて、例えば今、こういう時代ですから、釧路でMOOなんかでもよく話題になっているんですけども、プールを利用してのリハビリに使うとか、健康の増進のために歩く運動をさせていただくとか、そういうことも含めて、例えばそういうことであれば、病院の先生にお願いをしてアドバイスを受けてプールの改修をしてもいいと思うんですよ。もっと町民に活用していただけるようなアイデア、子供たちが水泳教室だけでなく、町の人に利用していただけるようなプランニングするべきではないのかな、プールの担当者だけではなくて、やはりきちんと皆さんの意見、町民の声を聞いてプールを活用していただけるような、決して事業展開が落ちているとか、どうのこうのということを言っているんですよ。やはりそういうことに目を向けていただいて、せっかく投入しているわけですから、私が言ったからそれをやれとかでなくて、せっかくプランニングしても町民に活用されなければどうしようもないわけですから、町民がしっかり厚岸町のその温水プールに目を向けていただいて、利用していただけるようなその担当者のプランニングというものが、私は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） プールにつきましては別紙にありますとおり、事業はいろいろやっておりますけれども、今言ったとおり水泳教室だけの利用で講習会でありまして、これらに参加するのは就学前の幼児、あるいは小中学生で、一般と言われましても、若年といいますか若い世代の30代、40代くらいまでと。そういう面ではいわゆる高齢者の方々にはなかなかプールを利用していただけないという状況にあるのが実態だと思います。いろんなリハビリ等々も含めまして、いわゆるプールを使ってどのようなことができるのか、あるいはリハビリでなくてもお年寄りが、あるいは健康のために泳ぐだけでなく、言われたとおりプールで歩く訓練とか、そういったことを含めて、いろんなちょっとお時間をいただきたいと、関係課とも病院の理学療法さんとも話をして、そういうプールを使ってのリハビリが可能なのかどうか、言われたとおり現状の施設でできるのかできないのか、そういったことも含めて検討させていただきたいと、協議させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 3目、他にありますか。
5番、中川委員。

- 中川委員　ここで質問させていただきますけれども、補正で3月1日から11月まで運営されているということで、忙しい時期はいつですか、そしたら8月がもちろんそうですね、真夏ですから、いくら厚岸が寒いといってもやっぱり真夏ですし、子供たちも夏休みもありますからね、それを利用して来るのが一番忙しいと思うんですけれども。

それから、今の南谷委員とちょっとダブるんですけれども、教育長、まだちょっと寒いんですけれども、これから4月ころになったら随分うちの町内から海岸線からご夫婦で歩いています、運動ですね。それで、去年の10月ころにある我々の友人とかそういう人から、温泉プールを子供たちばかりでなくて、今、南谷委員が言われたようにダブるんですけれども、私たちのような者がプールでいろいろな運動したりなんなりする時間というか、スケジュール欲しいですねという話がありましたんですよ。それで、皆さん12月の27日だったんで、担当者さんたちテレビ見ているかどうかわかりませんが、NHKのテレビ放送でちょっと私どこの地域かわかりませんでしたけれども、遅くスイッチ入れたもんですからわかりませんが、厚岸町より大きな町だと思うんですね。温水プールが三つも四つもある町だったようなんですよ。それで、理学療法士さんを指導にして、お年寄り65歳ぐらいの人に希望をとって運動をさせたら、もうどんどん利用者が増えたと。それでまた、今度次のプールでもやる、次のプールでもやって、すごくの成果が上がっているという話のテレビを見ました。それから、今年の正月になってから、あなたあれかいて、12月の暮れにテレビに出ていたのが、あれ見ましたという友達からまた電話ありまして、ああいうことをやらせてもらったらいいですねっていう話がありまして、機会あったら委員会のほうにでも要望してみようと思ってたんです。

それで、今回の一般質問の答弁だったと思いますけれども、町長から、厚岸町の人口の3分の1が65歳以上だと。それで、このことだと思うんですけれども、「あみか21」の中の厚岸町地域包括支援センターのこれ65歳以上の人方にアンケート行っているんですね。あなたの体はどうですか、該当するところに丸つけて、3月25日まで送ってください。そして、今、ここにかがみ持ってきているんですけれども、それらのアンケートでちょっと体が不自由だとか、不自由になりかけている人、また別なプログラムをつくって、健康にするように頑張りますとここに書いてあります。私ここにかがみ持ってきてますから、あれなんですけれども、だからそういうのをやられると、町民も希望もあるようですし、町長の部局とタイアップされてひとつ計画をしていただけないかなと。その時期は9月、10月か、あるいはまた3月、4月、5月ごろまでにやっていただけたらなと。そうすると、この「あみか」で発行してるこれらにも合致するんでないかなと思って、私も考えまして、今質問というか要望というか、させてもらったところなんですけれども、よろしくお願いします。

- 委員長（佐藤委員）　教育長。

- 教育長（富澤教育長）　健康づくりの中で、プールを利用するという事は、私もほかの番組でも見たことありますし、あるいは理学療法以外でもアクアビクスみたいな形で、水の中でやるそういう体操みたいなのも厚岸町でも一度やったこともあるんですけ

れども、そういうのもあります。ぜひ例えばリハビリとかで有効なのは当然ありますので、町内のお年寄りの実態みたいなのを町立病院とかがきっとわかっていらっしゃるでしょうから、相談させていただいて、何かそれを活用できる事業があればぜひ積極的にやってみたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 5 時01分休憩

午後 5 時02分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
5 番、中川委員。

●中川委員 今、教育長から、病院とか、そういう福祉だとか協議して進めてまいりますという答弁いただいたんですけれども、私が要望したからといって、やってくれどもさっぱり来なかったら何もなりませんので、一応、今私が読み上げたようなアンケートをとられてやったほうがいいかなど、ちょっと生意気なことも言わせてもらいましたけれども、そしてやったほうが確実かなど。やるからにはもうぜひ成功して、65歳以上の人がたくさん来てほしいなと思うもんですから、その辺もあわせてお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） アンケートもそうですけれども、きっと病院の理学療法士さんは実態を把握されているというふうに思いますし、あとまた福祉関係、あるいは生涯学習のほうでやっている事業でも今までプール使ったことないんじゃないかと思えますから、そういうほうもちょっと打診してみて、体を動かすということは、特に水の中で動かすのは負担をかけないでいいというふうに言われてますので、いろいろなものわちよつと調べてみます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 3 目、他ににございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。
4 目学校給食費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、明日午前10時から、引き続き審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（中川委員） 異議なしと認めます。
よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午後 5 時04分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月13日

平成24年度各会計予算審査特別委員会

委員長